
令和8年 第3回（定例）桂 川 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和8年6月11日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和8年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1 番 林 英明君	2 番 下川 康弘君
3 番 柴田 正彦君	4 番 杉村 明彦君
5 番 大塚 和佳君	6 番 吉川紀代子君
7 番 北原 裕丈君	8 番 竹本 慶吉君
9 番 原中 政廣君	10 番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	北原 義識君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
会計管理者兼住民課長	原田 紀昭君	税務課長	山本 博君
保険環境課長	川野 寛明君	健康福祉課長	古野 博文君
産業振興課長	横山 龍一君	子育て支援課長	藤木 秀臣君

水道課長 秦 俊一君 学校教育課長 江口 憂子君
社会教育課長 江藤 栄次君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番、原中政廣議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 9番、原中です。通告書に従いまして質問をいたします。

まず最初に、質問1の中で、吉隈3区内ごみ捨て場（旧処分場）の管理についてということで、2点ほど入っていききたいと思います。

まず、この施設の歴史的な経緯と現状についてということで、川野課長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらの施設につきましては、昭和51年から平成5年度まで、桂川町の不燃物及び穂波町ほか2か町の衛生施設組合の焼却残渣の処分場として使用されてきております。こちらのほうの組合につきましては、昭和41年に穂波町ほか2か町の清掃組合として発足し、45年にごみ処理、それから火葬場の事務を加え、名称を穂波町ほか2か町衛生施設組合に変更になっております。

その後、昭和47年に桂苑、処理能力40トンの施設が稼働をしております。

平成6年になりますが、処理能力の限界に伴いまして、新たなごみ処理施設、処理能力74トン及び粗大ごみ処理施設、処理能力20トンが整備をされております。

その後、平成18年、市町村合併に伴いまして、飯塚市・桂川町衛生施設組合に、それから平成31年に飯塚市、嘉麻市、小竹町、桂川町の2市2町で、ふくおか県央環境広域施設組合が設立され、現在に至っております。

現在、この吉隈3区内のごみ捨て場につきましては、桂川町から排出されました不燃ごみや粗大ごみ、及び旧3町施設組合から出されました焼却残渣、いわゆる焼却灰、それから燃えかす等が埋まっている状態でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） この中で、今の中で大きなポイントとしては、焼却残渣等々が埋められていると。そして、当時、穂波町、筑穂町、桂川町、こうした中で、この地区はやはりこういう残渣等々を含めて協力してきたということで、地元に対する、こうした施設に対する一つの感謝を持っておかなければならないと思うんですね。

では、課長のほうへ、ちょっと私、質問の中でお尋ねするのを書いてなかったんですけども、これは土地自体は所有権は桂川町ですね。これは、もともと桂川町の土地であったのか、それとも、これをするために桂川町が何らかの形で土地を購入したのか。もし、これを私、出してなかったから、急に言うたら申し訳ないんですけど、分かればちょっと展開が違うかなと思って。分からなければ、登記簿見れば分かることですから結構ですけど、もし分かれば、よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 現在は、地目としては原野で、桂川町が所有ということになっております。今、議員申されました以前のところ、そこについては、今、資料を持っておりませんので、ちょっと回答はできない状態でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） 次に移りたいと思います。

問題点と確認事項ということで、現在の状況になって約３０年は経過していると認識します。この間、そのまま手つかず状態にあると思います。これまでの管理状況を教えていただきたいのと、今後の対応について、町とふくおか県央環境広域施設組合とどのように連携にしていくのか、ざっくりしたところで結構ですし、私の考え方も述べたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） これまでの管理状況につきましては、町のほうでは１年に２回、夏と冬に町内の河川の水質検査をしております。その中で、吉隈３区内にあります内浦溜池の上流と下流の２か所の検査をしております。検査報告につきましては、採取後３０日以内に町のほうに業者のほうから報告が上がってきております。今のところ報告書の中でも、特に問題の内容は入っておりません。

施設組合のほうでも、２年に一度、ダイオキシン類の測定を、同じく内浦溜池の上流・下流、それから中央の底質提出にて実施されております。こちらにつきましても、環境基準値以下で推移をしているということで、施設組合のほうから報告を受けている状況でございます。今後の対応につきましては、今のところ水質検査については異常ないということとなっております。

あと、平成９年に施設組合が調査したところによりますと、今の捨てているものにつきまして

は安定化の時期にあるというふうな記述がございます。それからまだ年数もたっておりますので、いわゆる安定化というのは間違いないのかなと思いますが、30年近く経過しているという状況でございますので、この処分場を今後どのように処理していくかということにつきましては、町と施設組合のほうも灰を捨てておりますので、こちらのほうと連携を図っていく必要があるというふうに認識しております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。

今、特にこうしたごみ捨て場等々を含めて、水質という問題が重要な部分を占めてくると思うんですね。今回、実は福岡金属さんがこちらのほうに新たな施設を建てるということの中で、水について大分勉強させていただいたというよりか、レクチャーを受けたという気持ちでおります。

そうした中で、同じ水質検査といっても非常にレベルが違うんですね、その中身によって。ただ単純に水質検査をしましたよというだけじゃなくて、その中身を含めて、それとか水質検査をする時期、こうしたものが非常に重要な部分を占めてくるんだらうということで、少しは水質について勉強できたかなというような気持ちでおります。

そうした中で、今の回答の中で気になるのは、町は1年に2回ということなんですね。ところが、ダイオキシン等を調べるのに、施設組合は2年に一度調査しますよというような感じです。

でも、私、それはふくおか県央がやらなくても、例えば桂川町でやってもいいと思うんですけども、今回、新たにこうした医療性廃棄物の施設ができるということで、水質の問題を事前にチェックしていこうよと。町長のほうにもお願いして、一生懸命頑張ってもらって予算化して、施設をきちっと、できる前に調べておこうよという方向性が、議会のほうと執行部の中で調整ができていく段階だろうと思います。

こうした中で私が思うのは、そしてお聞きしたんですよ。結構高いんだらうなと思うて。だから行政との調整を、柴田委員長もそうなんですけども、どのような形で、高いんだらうなと。先生、幾らかかるんですかと八尋工学博士にお聞きしたところ、1件2万でできるよと。ということは、桂川町で、例えばふくおか県央でしたとしても、例えば2か所したとしても、例えば4か所したとしましょうかね。4か所したとしても8万なんです、ふくおか県央に支出するのは。

ところがふくおか県央はものすごい金が動きよるんですよ、あの中。もう御存じだと思います、何百億単位で。例えば建物800億、1,000億、それから取り壊しはできないから100億とかね。もうそんな次元の話ですよ。それであれば、私は地元に対して、基本的に、例えば年間、1年に1回きちっと、安心を与えるだけでもいいじゃないですか。それだけしてる。これは、いろいろなかたちで流れていくと思いますよ。えっ、2年に1回。それで終わり。私たちの健康は2年に1回の調査で、それも2年に1万5,000円くらいで。3万円で終わるか。私はね、

そういうところに知恵を回す時代がね、そのとき、造る時は、行政は違法ではなかったんですよ。なかったけど、時代の流れだと思って、今だったら全部違法ですよ。そうでしょ。

だから、そういうところは、過去の歴史に対して、後戻りはできませんけれども、そういったところは行政として、しっかり、そして金もかからないで、町民の皆さんに安心していただけるのであれば、もう川野課長ちょっと申し訳ない、そういったような話は、町長に次の段階で一緒に話しますけれども、そうしたものをぜひお願いしたいなと思って。そしたら地元も、いろんな形の中で安心もされるし、私も実は地元に近いんですね。それで先生から話聞くときに、どこに出てくるか分からんよと、出るときは。でも、今のところ安心だということなんです。

だから、今から桂苑の問題もありますけれども、やはり使った後をきれいにしてある、安心感をもたらすのと、使った後は、もう、野となれ、山となれじゃ、ある意味、行政とか議会が中に入って仕事をする上で、やっぱり重要なところだと思います。そういうところで、是非、こうした調整を町長と一緒に、そして私どもから議長と正副議長が出ています。その中で、ぜひ他の議員とも調整を図っていただいて、そういう対応ができるようお願いをしていきたいと考えます。よろしくお願いします。

次に、これはぜひ、この回答だけは町長にお願いしたいと思います。このごみ捨て場跡地の緑地化ということで書いて。私は緑地化にこだわっているわけではないんです。何らかの形で整理しましょうと。非常にあの近辺、汚いんですね。

正直言って、私は正副議長にもお願いして、現場行ってくださいよと、総務経済へ言ってくださいよと。文教行きますよと。皆さんのような、やはり汚いねと、それと水の心配もせないかんの、あれじゃ心配するであろうと。中には、きれいにため池なんかはきちっと掘り上げて、きれいに整理するべきだろうというような意見もありましたけど、やはり予算がかかるというような問題がありました。

そうした中で、下のため池とは直接関係ありませんけども、この緑地化ですね。そして6月議会で、私、今回最後に請願書を出してます、議長宛に。吉隈3区内、ごみ処理跡地の環境整備及び適正管理に関する請願を提出しています。

そして、私は緑地化にはこだわりませんが、例えば、きちんと整備して、安定して、しっかり、今以上に水質検査とかできるような体制ができれば、一つの工業団地の流れとして、また緑地公園として、今、飯塚市さんが、桜並木からずっと上がってきてグラウンド、ゴルフ場を造っとるんですね。皆さん知ってある。あの下はずっと、上がり口から桜並木になっているんだろうと思います。そして、大将陣公園というのがあります。その流れの中で少し下がれば、ごみ処理して捨てた場所がここにあるわけです。あそこと連携して、もう少し関係するところはあるんですけど、きちっと整備すれば、工業団地あたりに対してもしっかりした方針も出れるし、あ

の一带がきれいになれば、それでほかの施設が来ないとは言いませんけれども、一定のいい点が出てくるんだと思う。

そして今、あそこはきれいになっています。ある程度、ごみは。これは川野課長の方で、実はパトロールという形で許可していただきました。あっこも見なさいよと、しっかり。きちんと見に行っていて、今は一定にきれいな状態になっています。私も、あら、えらいきれいになっとなと思いましたが、そういう状態になっていますんで、町長のほうの一番大事なポイントとして、副組合長というような形になっていますんで、そこで3者で武井組合長を中心にして、ここをきれいに返してくださいよというような、行政の中で煮詰めをしていただきたいというのが、今回出しました一番の本線であります。町長の回答を求めたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、現状について、あるいはこれまでの経過について御質問いただき、そしてまた、そのことについて担当課のほうでもお答えしたところです。

そういう中で、今御指摘のこの土地のありようについて、議員が今、いわゆる施設組合との関連で申されましたけども、ちょっとその部分については、私もまだ十分に承知しておりません。いわゆる土地が桂川町の所有地であるという登記上の確認はしておりますけども、組合のほうの水質検査をやっているというのも、これまでの経過の中で発生したことだと思っています。

そんなことも含めて、さらに検討はしていきたいと思いますが、御指摘の緑地化というところで、やっぱり緑地化という言葉からくるイメージ、これはいろんなイメージの持ち方があると思うんですね。そのことを考えますと、地元の吉隈3区の区長さんから、そういう要請があるということでございますので、地元とも協議しながら進めていきたいとそうように思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） よく分かりましたが、若干、町長と私の考え方にちょっとずれがあると思うんですね。ごみ、捨ててあるじゃないですか。いろんな家庭ごみ的なものも入ってるし。町長も行政に携わって長いから、この経緯、一番御存じだと思う。この中で、恐らく一番詳しいんだろうと思います。私たちも子どもの頃から育ってきましたから分かります。あっこの所有権は桂川町にあるんですね、土地の所有権。ところが、過去に捨てた跡地の管理は、今言うふくおか県央にあるわけです。

そして私ここを話すつもりはなかったんですけどもいろんな問題があるんですね。地元の中でも、ごみなんかを処理するときに、最後はきれいにして戻すよと、町から聞きましたよと。私が言ったのは、契約書はあるんですかと。契約書は、その頃は信用で。昔、大体、役場を信用して

いたんです。そういう事案がたくさんあります。それ、ちょっと置きますね。そういう中で、きちっと掘り上げてもらわな困るよ。それは水の問題も心配せんでいいじゃないかという考え方もあります。

ただ、私は区長とも話したのが、一つのターニングポイントといいますか、今、桂が出ます。そして、あそこを、恐らく土地なんか泥が出てくるだろうと思うんです。そうしたものをきっちり整理する。そういう時期が、この機会を逃したら、あと30年、40年、これはほったらかしですよ。今まで、ずっとこうしてきたわけですから。結局議題に上げるのを怖がったわけです。そうじゃないで、今ちょうどチャンスも来ますんで、この時期にきちっと、逆に言えば、今言うたように、私は必ずしも緑地化ということじゃない。まだ工業団地をきれいに整理できれば売るといような方法もあろうし、いろんな形は町として考えられるんじゃないか。

だから、ここの一つのタイミング。今逃したら、この問題は、また30年。また新たな議会とか町長とかで、30年後の中で議題になるかもしれませんが、今、チャンスなんですよ。

そして、町長、ここを私ちょっと、ここまでしてもらえと思うとったから、問題提起に上げなかったんですけれども、積極的に投げかけていくというような答弁であろうかなと思ったんですけどね。いいですか。ここは幾つもなかったんですが、ふくおか県央との関係がありますんで、今度、新たなごみ施設について。桂川町長、井上利一様から、ふくおか県央に出されとる要望書の中にこのようにあるんですよ。温水プール、25mから7コースの基本にして造ってくださいと。それから、サウナを設備して、飲食設備してくださいというような問題。それから、予熱利用をしてくださいという、それに駐車場に電気自動車の充電が可能なような、駐車枠の半数に急速充電器とかいうような形で要望している。これ、ものすごく金がかかる。今でもふくおか県央でもめているのはこういう問題ですよ。

ところが今、吉隈3区からそんなに桂川町にとってしてもらうことが、損失が出るのであればいけないと思いますけれども、桂川町としても損失も上がらないし、そんなにお金かからないと、後から有効利用すれば。そういうところはきっちしやってくれと。町長自体がふくおか県央に対して、副組合長ですので、権限あるわけですよ、3人でこれをやろうやと。いうことで決めりゃ誰も反対しきる人はおらんやろうと思いますよ。

だってこういう場所だと。だから、それを積極的にやっていただきたいという願いを私はしているわけです。そのとこの回答をいただきたいと思うんで、再度答弁を求めます。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

御指摘のように、協議をすることについては、これはやぶさかでも何でもございません。気になっているのは、この場所について、県央の組合のほうはどういう立ち位置にあるのかが、私に

としてはちょっと不明なんですね。ですから、そこら辺を確認した上でないとやりにくいかなと
そのように思っています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） 最初の答弁と若干は変わってきたと思うんですけどね。ありがとう
ございます。やってください。

そして、この管理をきちっと確認していただいて、やはり人口的に見たときに穂波、それから
筑穂町、桂川という形の中で使ってきたわけですね。だから受けたんですね。責任なかったら受
けませんよ。

だって、よそが捨てたごみは、桂川町が維持管理することはしないでしょ、基本的に。だから、
町長の方向性が決まりました。ぜひ、組合長と副組合長で是非とも御相談いただいて、いい方向
で。そうしたら桂川町にとっても非常にいいことになるし、一つの大きなポイントが来ていると
思いますので、これはもう、ぜひぜひお願いします。

そして、この案件、今度出しますけれども、これについて、私は下川副議長のほうにもお願い
しとるんですよ。この一般質問と中身を聞いていただいて、よければふくおか県央の中でも意見
書というような形の中でお願いしますということで、今お願いしておりますんで、そういう方向
で町長のほうにもぜひぜひ力を発揮していただきたいと思います。町長が一番長くて、経験力が
あって、恐らく嘉麻市もそうですし、飯塚市も経験・知識が浅いんですね、組合の。

だから、１回言ったことがありますけど、今、町長の手腕が非常に大事な部分があると思いま
すんで、ぜひぜひお願いをして、次の質問に移ります。よろしくお願いします。

次に、これ２番目ですか、町有地の売却についてということで、売却の目的と必要性の確認と
いうことで出しております。

１として、遊休地、対象となる土地が遊休地資産となっている現状についてということで、担
当課長のほうにお尋ねをいたします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川町の遊休地につきましては、現在１９か所、面積にしまし
て約２万２,９７８㎡でございます。この土地については公有財産調整委員会で売買方法を検討
し、入札に係る手続等が残った遊休地から、順次公売を行っているという状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） １９か所あるということ、大体坪数にしたら七千四、五百坪近く
だろうと思うんですけども、この中でもう少し詳しく質問事項を書いておけばよかったので、す
みません。

結局１９か所、遊休地があるということなんですけど、売れない遊休地とがそれが入って……。

例えば代替地、桂川駅やなんかあるやない、昔、日鉄から買った土地とか引込線の跡とか、開発していくあたりに必要な土地とかいうのは、これも一時期、日鉄が買ったときにもめたんですよ、議会で。こんな細長いとこ買うてどうするのとかいうこと出たんですけども、その当時岩見町長が、いやいや、代替地で必要ですから買いましょうと。その中で議会も承認して買ったような土地なんかもあります。

だから、この中で売れるやつと売れないやつ、それともう一つ、分からなかったら、もういいです。19か所あるけど、小さなとこを入れたら、本当に19か所くらいかなあちゅうようなイメージがあるんですけども。まあまあ、ある程度、売買の対象になるところは19か所という考え方で、課長いいですか。分からなかったら後でもいいです。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、発言しました19か所につきましては、大規模な、そういう狭小な土地も含めた箇所ではなくて、まとまった箇所の面積でございます。

ただ、この19か所の中にも、高低差がかなり大きくて、また竹林等が生い茂って、このまま売ると適切でないという土地も含まれております。その内訳については、ちょっと今整理できません。すみません。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。それでオーケーです。

私が知りたかったのは、箇所数が少ないなというのと、もう一つは、結局、売れるところと売れないところがあるじゃないですか、19か所に対しても。後ほど申し上げますけども、そこら辺のめり張りが必要なのかなと思いました。

それともう一つ、公有財産調整委員会というのは、これは役場の職員だけでつくってあるんですね。

ネット上とか、私、いろんな形の中で勉強していた範疇では有効活用鑑定委員会みたいに、今度は逆に、役場で決めなくて、民間委託の、例えば弁護士とか、それから不動産鑑定士とか一般住民とか学識経験者、こういったものがつくってありますんで、そこら辺も私は有効に活用していただけたらいいと思います。

次に入ります。財政的メリット。売却益による歳入確保に加え、将来的に草刈りが大変ですね。実は吉隈保育所、もう今は解体されて更地になっています。もう、草がどんどん生えてきます。これ全部、役場に行きます。建設課に行きます。議員さん何で刈らんと、最終的には議員のほうに来ます、ちゃんとせんねと。そんなかたちで来ると思うんですね。

そういう状態を繰り返す。必要であればきちっとした管理して、草刈りしても町の財産として残していくというのも、全然問題ないと思いますけど、そういうようなところのめり張りがひと

ついるんじゃないかなと思いますんで、この件について質問をいたします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議員御指摘のとおり、公有地をそのまま管理することについてのデメリットはございます。先ほど発言の中にありましたように、草刈りや不法投棄などの管理が継続的に行わなければならないと。

また、公有地を個人さん等に、民間等に売却することによって、固定資産による税収増が見込まれるものでございます。このまま桂川町が保持しておきますと税収にならないという面もございます。あと、売却によって、町の歳入、そこそこ大きな歳入源になりますので、こういったメリットがあるために売却するというのが、第6次総合計画の遊休地の活用というところも、そういった目標を掲げて取組を行うよう策定したというところでございます。

今後も、こういった遊休地の活用がさらに進められるように、公有財産調整委員会等で売却できる推進を行っていく状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ぜひ管理のほうを進めていきたいと思います。

それでは、つい横道にそれますんで、ペーパーのとおりにいきたいと思います。

まず、これにつきまして、売却の手法と公平性、妥当性ということで2点ほど聞きます。

まず最初に、入札方式の選定、原則として一般競争入札かということで出しています。

これは、実は土木業界にいろいろ入札制度はあるんですが、そうしたものをよくお話を聞くことがあるんですよ。これと私の中では一緒になってしもうて整理できていない部分があるんですね。だから、課長のほうに、この入札方式の選定と、原則として、一般競争入札の在り方についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 公有地の売却については、通常の売却物件につきましては、まず町長が公有財産調整委員会に諮問を行います。その後、公有財産調整委員会のほうで一般競争入札の売却方法を通常は選択します。

そして、その売り方について、不動産鑑定等の評価額に基づき、売却価格の答申を行っていきます。基本的に、面積500m²以上の物件については、ほとんど一般競争入札による方法を答申しております。

また、500m²以下の物件や、道路事業などの公共事業用地取得に対する対象者の方に対する代替地としての売却や、売却方法が明らかに隣接する所有者にしか必要とされない物件、例えば隣接した細い狭小な土地が個人さんの土地にあって、その草等が管理上非常に大変と、そういった形の特定した場合については随意契約で行う等の場合がございます。

このような状況でございまして、一般的には一般競争入札による手法を行っているという状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中政廣議員。

○議員（９番 原中 政廣君） 一般競争入札についてはもう少し自分自身で勉強したいと思いますが、よく分からないところはありますけれども、基本的にいけば、先ほど言われた町長が諮問をすると、そして公有財産調整委員会か、これは行政職員の方々にそれを受けて、どうするかということなんですね。

ということは、例えば、ちょっと私の認識の違いかも知れません。町長がこの土地を売りたいよということであれば、実質的に権限的なものとかいうのは執行部というよりかは町長に、あくまでも。執行部のほうが、いや、これを買ったらいかんよとかいう話ならんだろうと思います。

そこで、その調整委員会で調整する分野ちゅうのはどういうところになるんですかね。ちょっとそこ分かりません。例えば、売るか売らんかの勝負をしているのか、いやいや、こういう問題があるから、きちっと整理しましょうよというとかでやっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○建設事業課長（原中 康君） まず、公有財産調整委員会ですけれども、遊休地、この普通財産については、いろんな物件がございます。関係各課の課長が集まって、公有財産調整委員会の検討を行っているんですけれども、土地については文化財が埋蔵されている可能性があるとか、水道がその近辺に普及してないとかいう状況ですね。また、そういった問題がございまして、そういう要素について整理して、まずは情報的に列挙していきます。

そういう内容をまとめた上で、第三者に譲渡する際に問題、瑕疵等が起こらないと、また、境界等で不確定な状況が出てこないとか、そういう状況を整理しまして、不動産鑑定に委託して評価額を定めていただくと。

実際、公売で一般競争入札にかけた後に、できるだけ瑕疵が起こらない、こういったことを確認して公売にかけていくという、こういう内容を、大まかな説明になるんですけれども、委員会の中では検討しているという状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） そうしたら、やはり各課によっていろんな条件をきちっと整備して、きれいに売るときは売ろうよねというような感じと、もう一つは瑕疵責任的なことを言われても、一般的に宅建業者でいきましたら重要事項説明ってあるんですね。必ずやらなきゃならん、昔はやらなかったんですけど、今、非常に厳しく重要事項説明が求められています。売る立場になったときね。買う立場のときはそんなでもないんですよ。売る立場のときは重要事項説明して。

それが瑕疵責任にもつながっていくだろうと思うので、そうしたとをここできちっと練っているということですね。それは売買の決定権がここにあることではないね。

あとは町長とか、建設課とか、一定のところで単価を決めたり、不動産鑑定士が入ったりして、相互の調整を図っていくというような認識でいいですか。間違いないと思うんで。ちょっと町長が手を挙がよるじゃないですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今、議員が申された、そのとおりであります。

現実的な問題としては、私のほうでは、とにかく遊休財産、遊休資産、この土地の有効活用、これはもうやっぱり町にとって大事だと。現実問題として、例えば今御指摘のように、吉隈保育所の跡地とか、それとか土師団地の跡地とか、そういったかなり広い、しかもこれまで住宅が建ってたところですから、そういう意味では開発のしやすいところもあります。そのところの有効利用については、この調整委員会には積極的に取り組んでくれという形で諮問をしているところ です。

具体的に、それぞれの土地によって要件が変わりますけれども、整理が整えば、私としても公売に踏み切るといふ、そういう手順でいっております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） まさしく、そのとおりであると思います。

それでは、次に入っていきたいと思います。適正価格の算出と不動産鑑定士の評価、近隣の取引事例に基づき、町の財産に対しての厳格な査定。

私がここで言いたいのは、できるだけ、財政きついから、もう要らないものは売る。この近隣の市町村も、できるだけ、要らないものは処分して、財源として使いたいということを言われとる首長の方もおられます。

そうしたものから見たときに、うちといたらおかしいんですけど。桂川町も、できるだけ要らないものは処分していくということも大事であると思いますので、ここの鑑定、この不動産鑑定は非常難しいんですけどね、この点について、課長のほうに答弁を求めたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 価格の決定についての御質問でございます。

価格の決定に際しては、町長が先ほど申しました公有財産調整委員会に諮問を行います。当委員会においては、公売物件に係る様々な要素を関係各課から情報提供を受け、鑑定要素に漏れがないよう情報共有を行い、不動産鑑定を参考に価格の決定、答申を行っております。

基本的に不動産鑑定を実施した場合は、その不動産鑑定を尊重するケースが多うございます。ただし、決定については、この委員会の中で固定資産評価額等こういったものを確認しな

がら、この鑑定要素に本当に漏れがないのかというのを十分にチェックして決定を行っております。

地方自治法にも、対価なくして譲渡した場合は議会の承認を受けなければならないとありますので、しっかりここが対価ある評価額ということを検討して、諮問を行っている状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ありがとうございます。今、課長の言われたとおり、固定資産評価額とか、それから、路線価格も参考にして、基本的には路線価格はいろんなところで、鑑定士を入れないときは路線価格あたりが中心になってやってきたんだろうと思いますんで、そうしたものをしっかり、それと不動産鑑定士による評価をしっかりやっていただきたいと思います。

ただ、先ほど課長と私の認識の違い、ちょっと話の中で、今気がついたんですけども、さっき私が申しましたが、行政でつくってある、公有財産委員会の中では基本的に単価を決めないんですよね。

今、瑕疵責任とか重要事項説明をするためのものであって、単価ちゅうのは、あくまでも路価とか路線価格ちゅうのかな、路価とか固定資産とか鑑定評価等を中心に、それとか近隣の売買状況があるじゃないですか。そうしたものを総合的に判断するというのが、不動産鑑定士の仕事で、不動産鑑定士もなかなか数いませんのでね。非常に難しい試験でもあるし、おりませんので、そこら辺のところはある程度、基本的には行政がそういう路価とか固定資産の評価額とか、近隣の売買価格とか、そういうような基準地のある一定の方向性は私は決めていって、最終的に一つの不動産鑑定士なんかが出てきたのは、昔、なかったんですよ。

でも、やはりいろんなの中で、売買価格あたりに問題が起こり出ましたから、やはりこういうとを、不動産鑑定士あたりとかいうことが出てきましたけど、昔はそんなになかった。私が家を建てたとき不動産鑑定士の「ふ」の字も出てきませんでした。だから、その辺は不動産鑑定士にさせていただくのはいいんですが。

1点だけ。役場でそれを決めるのは、あくまでも町長とか建設課長とか、ある一定のところで不動産鑑定士だとかで、いろんな金額を出しながら金額を決めるんでしょ。この委員会の中で決めるんじゃないんですよね、そこら辺とこ、ちょっと再確認させてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 最終的には町長の決裁という形になるんですけども、それに係る根拠については公有財産検討委員会のほうで、このような精査になりましたという答申を行うと。そこまでが公有財産調整委員会の役目というふうになろうかと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） はい、了解しました。

次に行きます。その他から、これは申し訳ないです。議会の関与と民主的チェックということで、大体、私もう、議会はどういうような形の中で関与しなければならないとか、議会にける案件は基本的には分かっているんですけども、あえて議会で議決すべき契約ということでちょっとお願いしていますので、課長のほうからもう一度中身を説明していただけたらありがたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議会の関与についてですけれども、公有財産を譲渡、売却する場合に一定の基準がございます。それについては、桂川町の条例では議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条で、予定価格が７００万円以上の不動産でかつ、土地については１件５，０００㎡以上のものに係るものに限ると定められております。

これに該当する場合は、処分または購入しようとする土地の土地売買契約の相手方及び金額を定め、仮契約を締結いたします。その状態で、その内容について議会の議決に付し、議決がもし得られれば、本契約が成立したものとされ、その後、所有権移転、また契約金額の支払いが行われると、こういった流れになっております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） まさしく、そのとおりだろうと思います。

それで今から、実は本線を、これは町長のほうにお尋ねしたいと思います。答えられなければ答えなくてもいいし、それは自由です。

今、役場でつくる委員会と、まだ桂川町ではできてないですけども、いろんな民間を入れた活用選定委員会とかいうのがあります。確かにあります。

それで私が一番気になるのは、例えば土木事業で、ここに橋を造りますよと、５社か１０社や、桂川町が指名して、そこでやるので、そこで競争入札、最高価格か最低価格かという形でやります。

私は今回ぜひ提案したいと思うとるのは、平等化と均等化、例えば井上町長がそういうことをするということじゃなくして、一般的に、例えば原中政廣が、町長、この土地売ってくださいよと言ってきたときに、やっぱり検討しますよね。それで検討委員会、それで売っていいのかというのは、実際は余ってもう売る予定にしておるか。しかし、一般的に、住民はどの土地を売るのか知らないんですよ。

だから、私が今回お願い、できたら、こういう方法もあるんじゃないかというのは、例えば売りたい土地があれば、例えば吉隈保育所の跡地とかいうのがあれば、私はこういうものに対して、本当の競争入札、例えば誰かが買いに来た、だからこの単価でいいじゃないかと、売ろうやと、

これも役場の中で決めると思います。これ、悪いことじゃない、今までのルールとして悪いことではないです。

そして今度は、1か月前ぐらいに公募をかけるわけですね。ここだけに持っていったら危ないから、例えばほかに買う人はおりませんかというような形で単価とか公募が。でもほとんどそれ、恐らく過去のデータは見えていませんけど、そういうのはもう決めて、私も買います、私も買いますと上がってくることはないと思うんです。だって資金繰りもしておかないかんし、銀行でいけば資金繰りのため確認申請とか、いろんな問題もしてないと金が出ないんですよ。

ところが、準備をびっしりしてきたところは、いつでも買えるような体制がある。

だから、私が言いたいのは、急いで桂川町が売る、今日の明日売るような財産がないと桂川町は潰れるちゅうような話じゃないので、例えば3月と9月、桂川町の公有財産を、売れるところはきちっと公示しておきますよというような形で、売り物件としてきちっと公示する。そしたら、その中でAという人もあっこ欲しいねと、Bという人もあっこ欲しいねと、Cという人もあっこ欲しいねと、そしたらA、B、Cの中で一般競争入札というのが行われると思うんですね。

今、逆に言えば、短期間で競売が始まったとしても、恐らく過去のこの方式でいく限り、競争で例えば土木業界の入札制度は別ですよ、ば一ときますから、逆に言うたら俺方、何で入れちよらんと、おかしいやん、点数からいって、うちが入るべきやない、そこまでぐらいい。普通、民間の場合はそれがないわけですよ。そこら辺のどこ、私が知り得る限り、いろんな見てきましたけれども、過去で、党の要請で、本当は売りたくないけども売らなしようがないとか、いろんなも見てきました。

そうしたことから考えたとき、やはりルールをつくってやって、きちっと、極力、誰もが競争入札に参加できるような形のものをしてやって、それが競争が起こるとどういうことが起こりますか。単価が高くなるちゅうことでしょう、1社だけだったら。あるいは最低価格、一番下を決めて、例えば2人来たら、くじ引じゃないんですよ。恐らく入札やから500万と出しとったら、Aという人が600万と言えれば600万になるし、Cの人が700万円と言えれば700万円になるんじゃないか。この辺のどこはちょっとよく分かりません。分からないけど、理屈的から考えたとき、そういう方法を取ったときが、桂川町にとっても、よりお金が入ってくるし、誰かからも、気がついたんら、いつの間まにか、あっこはあの人の紹介で買うちゅうとですよとかいうふうなことが桂川町のことを言うんじゃないですよ。よそはたくさんあるですよ。

そういうことがないようなルールづくりを行政と議会でやっていったほうが、私は、より透明性、そして高く売れるような感じがします。

だから、19か所ですか、そこら辺をきちっと売れる土地、売れない土地、年間3回されてもいいし、2回でもいいし、1回でもいい。きちっとその前に、買いたい人がおれば、その人が参

加できるようなところを、ぜひつくっていただきたい。

これは急にできるものじゃないかも分かりませんが、私としては、ぜひお願いしたいと思いますが、町長の考え方はいかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

どういたしますか、理想とする形ということが、今議員が申されたとおりだと思います。ただ、実務的にやっていく中で、先ほど言われました、例えば今19か所の土地の状況についても、それぞれ状況が違いますので、そういった状況の中で、町が公売の対象にするという条件づくりを、前にしなければいけないということがあります。同時に、売れる状況になれば、できるだけ早く取り組みたいという気持ちもあります。

ですから、ルールとして、議員が申されますように、一定の期間、一定の時期、そういったものが定着するような、そういう方向に向けて取組を進めていきたいと思っています。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） ぜひ、お願いしたいと思います。

重要な部分であると思いますし、今いろんな条例を作ったりとか、今、桂川町でカスハラ関係の条例を作ろうとしていますね。

この条例とかいろいろなやつをつくるというのは、本来はそうした条例なんか作らなくても、きちんとすればいいんでしょうけど、やっぱりこういうのも、一つのルールとして、どなたでも買えるような状態を作ってやった方が、私はいいんだろうと思います。

そうすることによって、いい透明性ができるし、私たち議会も、私も70、高齢になりましたし、いろんな形の中で、やっぱり変わっていく時代が来ると思うんですね。そうした中で、やはりルールづくりしてあることによって、安定的に町民との信頼。よくあるんですよ。しつこいことあるけど。あの人に頼んだらできたばってんち好き嫌いがあるんじゃない。実際そういうようなこともお願いをしておき、ぜひそうしたのを、また次の機会を見つけて進捗状態もお聞きしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。再開は11時05分から。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） それでは、質問３に入りたいと思います。これはプレミアム付き商品券「よかーけん」についてですけれども、事業の経緯と財源運用の透明性についてということで、まず、本事業の開始年度と当初の目的について、課長のほうに答弁を求めます。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） プレミアム付き商品券事業の開始年度は平成２１年度からで、当初の目的は、地域消費が低迷する中で、価格競争や近隣大型店との競合など厳しい環境下にあった地元商工業者の活性化と、町民の町内事業所での購買意識の喚起を目的として実施いたしました。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） まさしく、そのとおりであると思います。

そして、プレミアム率２０％の財源を、ここが大事なんです。私自身は恥ずかしながら、常に町の単費が出ておると、ずっと思っていました。ほかの議員は気がつかれたんだろうと思いますけれども、今回、桂川町物価高騰緊急支援についても、そう思っていたんですけれども、ちょっとここら辺のと。何年度までかということで出してますんで。

もう一回いきますね。プレミアム率２０％の財源を町単独費で充当したのは何年度までですかということでお聞きいたします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） プレミアム付き商品券事業の開始直後は、現在のような国が創設した交付金がいなかったもので、町の負担分は単独費からの支出となっていました。令和元年度以降は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方交付金などの対象事業となりましたので、交付金を活用し実施している状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（９番 原中 政廣君） そのとおりであろうと思います。

ただ、私は今まではこうした予算に賛成してきましたけれども、私自身が悪いんですけれども、もしここに気がついておれば、必ずしも賛成したかなという、もう少し問題提起したんじゃないかなと思います。

なぜかといいますと、今回、私もちょうど東京のほうに行きまして、経済産業省、財務省、または文科省あたりとの勉強会に参加させていただきました。国あたりの経産省なんかとの話の中でも、今度８年度を過ぎて、また新たに経済対策という２兆円から３兆円を組んでありますよというような話があったんですけど、そのときにまた、私はこういう形で出てくるのかなと思ったんですよ。

その中で、きちっと、国は出すときに、目的をしっかりと、こうした物価対策を出したか、どう思われますかちゅうけど。いろいろありそうなんですね。本体から出す、結局、当初予算で出す地方交付税とか、いろんな形の、人口とか、例えば経済とか、道路の面積などで基本的に出すやつと、各省庁が出すやつがあると。厚労省が出すやつ、文科省が出すやつとかいう形の中で出るから、もう何とも話はできませんけど。基本的な目的は何ですかとお聞きしたら、これのほうがいいじゃないですかと。何でちゅうたら、いやいや、一番重要なとは地元の桂川町で実態に合った施策を打てるじゃないですか。

例えばガソリンを安くしましょうという場合はガソリンだけですね。車使える人も違う人もおりましょけど、そこだけになるわけです。ところが向こうも上手ですね。皆さん、ずっと町民の皆さんと役場も議会もつながってきたわけですから、その中で知恵を絞って、いいやつを出したのが一番いいんですよ。やっぱり国家公務員は、もう一発で負かされましたけど、そういう感じがありました。

そこで次に、これはそのときに話した話で、次の中で、また話したいと思いますけども、元年までしたということですね。それ以降はコロナとか、一番最初はコロナですね。その中で枠があったと。今度、物価高騰対策費にも枠があったと。これに使っても違反じゃありませんよと。使わなくてもいいです、裏返せばね。ほかに物価高騰に必要なやつがあれば、そこに使ってもいいですよ。例えば、コロナ禍、そのときにもめたのは、介護保険者には何もないよねと。医療関係者はあるけど、うちの文教委員会で吉川議員、それから大塚議員もそれを、口を酸っぱく、こうしたところにも回してやらないけんのじゃないかというような話もあったけど、ここで、逆を取ったら、必ずしもしなくてもよかったんじゃないかなというような、また一つの問題点も新たに勉強をさせていただいたところであります。

それでは、次に行きます。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方交付金に財源を切り替えた、これ分かりますけども、その背景、どういう考え方の下にこういうような形を取ってきたのか。私は、もうてっきり単費と思っていたので。桂川町をいつも自慢しとった。よそへ行って。よそは10%でうちは単費で20%出してる。もう頭の中へすり込んでるんですね、自分で。役場で言われたが、自分自身がすり込んだるものですから。今度のでも気がつかなかったんですよ。各議員はもう気がついてあると思いますけれども。気がついてた。気がついてないです。

だから説明するなら物価高騰対策費で出したとか、コロナ予算で出したとか、そういう議会に対する優しさ。それは分らんほうが悪いよ。でもあなたたち持ってきた苦しいのも大分議会も協力してやりよるじゃないですか。そういうあうんの呼吸もまた必要とは思いますが、これについて、課長の答弁を求めます。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したのは令和2年度実施分からで、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大されたことに伴い、地域経済や住民生活に大きな影響が出たことを受け、国が交付金を創設いたしました。本町も同様の状況でございましたので、こちらの交付金を活用し実施したところでございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用したのは令和7年度実施分からで、エネルギーや食料品価格の高騰による負担を軽減し、住民及び事業者の支援を行うことを目的に、国が交付金を創設いたしました。こちらにつきましても、本町も同様の状況でございましたので、こちらの交付金を活用し実施したところでございます。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） となれば、私は1回、小平課長からデータを頂いたような気も、今回こういうもので残っておるんではないかと、5年か6年間ぐらい、ざっとしたところで、そうした予算を使ったということですね。今回だけでも4,000万くらいいきますんで、例えば単費でいったとき。前回、例えば1億の20%といたら大体年間2,000万か。2,000万で5年かかると1億くらい。5年間としてよ。6年間で1億2,000万、今度を入れて4,000万、1億五、六千万、金額あたりが、単費じゃなくして、町としては助かっちゃうところですよ。

実際、これを運用していた町の行政施策でやったら、20%、今まで出してきたわけですから、今度の2億が4億、気前がいいんですけど、これは逆に言えば、よそのプレミアム券は、もうこうなるときついということで、やめていったところもあるだろうと思いますけれども、やはり一つの考え方として、しっかり抑えるべきところが来たんじゃないかなということは私は感じます。

次に行きます。地域経済の波及効果というのも、これもるるずっと小平課長あたりからとか、いろんな委員会の中で報告を受けていました。しかし、この問題を取り上げるために、あえて、申し訳ないんですけども、どういう状態にあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 令和7年度の実績では、トライアルやコスモスなどの大型店の換金額が8,811万8,196円、それ以外の、大型店以外の事業所のほうが4,164万9,738円となっております。

利用率でおきましては、大型店が67.9%、大型店以外が32.1%となっております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。

そして、大型店では大体分かりますけども、昨日に私、プレミアム券を使うかなと思って寄っ

たら、いや、うちやってないですよというような話を聞いたんですけど。プレミアム券を現実的に取り扱っているケースを報告いただいているんですけども、分かればいいです。分からなかったらいいです。大体何店舗ぐらいありましたかね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） すみません。今手元に資料を持ち合わせてありません。申し訳ございません。

○議員（9番 原中 政廣君） 私がきちっと出してけばよかった。まあ、そういう形になろうと思います。大型券から持って行かれておることにはなるだろうと思います。

それから、町内商工業者の波及効果というので、町はどのように分析して検証しているのかということで、とりわけ課長のところで商工会のコンタクトを問われて、いろんな形でしてありますけれども、そういうとに関して若干お伺いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 令和7年度では、令和6年度までの大型店と大型店以外の利用状況の検討を行いまして、大型店では使用できない、いわゆる中小限定券の割合を、それまでの1万円当たり1,000円から2,000円に増額いたしました。その結果として、令和7年度では、令和6年度と比べ、大型店以外の利用額が約280万円増えております。中小限定券を増額したことにより、町内商工業者へ一定の効果があったものと思われませんが、依然として大型店の利用率が高いことから、今後も大型店以外の商工業者へ利用されるよう工夫していく必要があると考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 大変だろうと思いますが、その点はよろしくお願いします。

次に行きます。そうした中で、今回プレミアム券で何で私がこんな質問をし始めたかといったら、まず厳しいところに行っていないんじゃないかと。これは大きな、文教委員会の中でも議題になりました。本当につらいところに行ってるのかと。今まで吉川議員もよく言われていましたけれども、ほかの議員も言われましたけれども、買おうにも買えない人もいますですよ。100万出して家の増改築、厳しいとこできませんね。30万、恩恵を受けます。お金持ちだけがいい目にあう。我々行政とか議会はどっちかというたら厳しいほうに目を向けるべきところなんです。

そうした観点から、私は低所得者、購入者への公平な支援ということで、所得の少ない世帯など、手元資金の問題でプレミアム付き商品券、層への対応についてということであえて質問いたしました。行政批判はしとるんですけども、非常に重要な部分なんです。これ。その点について、どういようなことを考えてあるか、伺いたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） プレミアム付き商品券事業の実施に当たっては、所得の少ない世帯では、現在の1セットの価格1万円分の購入が難しいという住民の方からの御意見をいただいております。

所得の少ない世帯の方も購入できるための一つの案としましては、現在の1セット価格の見直しを行いまして、できるだけ価格を下げる方法などが考えられます。こういった案も含めまして、どのような方法があり、また、どうすれば購入しやすくなるか、今後、商工会とも協議をいたしながら検討したいと考えております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 最後に、今ずっと聞いたの、まとめは町長にさせていただきたいと思いますんで、最後まで行きます、時間の関係で。

所帯的にきついところ、購入型じゃなくして、商品券を直接配布。一番簡単なことは現金給付ですよね、平等にやろうと。どこかの市でやっていると思うんですが、そのようなのが一番平等に1人当たりに給付できる部分であると思うのですが、そういう厳しいところに直接配布できないのかということを検討する余地はありませんかということで、この趣旨は分かっているんですよ。分かっていることをあえてお尋ねをいたします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 現在実施しておりますプレミアム付き商品券事業は、県の補助を活用し実施しておりますので、商品券の直接配布につきましては難しい状況でございます。今年度はプレミアム付き商品券事業とは別に、生活応援券、いわゆるわくわくファミリー券を配布いたしますが、こちらは毎年行っている事業ではございません。

議員御質問の商品券の直接配布につきましては、非課税世帯の方に対し有効な支援策というふうには認識しておりますが、そういった非課税世帯の方も含めまして多くの町民の方へ商品券を行き渡らせることをまず考えますと、先ほどの質問でもお答えさせていただきましたが、1セット価格の価格をできる限り下げるとか、そういった皆様が購入しやすい方法を考えて実施させていただければと思っております。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9番 原中 政廣君） 横山課長のところで非常に苦労しとるのは私は分かるんです。理解しています。ただ、抜本的な施策が間違ってたら、こればかりはそうですね。

そこで、今わくわくファミリー券、これは予定外ですよ。想定外に出たものですね。それは何かといたら、議会あたりでも非常に問題になりました、うちでも。それ、いかんとやないと。何でかといいますと、平等に渡ってないじゃないかと。ということで、町長あたりにも、議会の

あたりでも、実際は検討しました。いろいろと、これが行政にも届いたと思います。企画財政にも届いていると思いますよ。一番重要な企画財政が組むときに、私はマンネリ化したんじゃないかと。やっぱり考えて、恐らく考えてないですよ。前のおり、一番いいパターンですよ、行政にとっては。国からお金が来ました、それを下に流します。

例えば、これを口座に振り替えるところに難しさ、どこかでやっと思ふ。そういうところは嘉麻市か、やっとなところは、全町民に対して、例えば家族の代表者の口座番号を登録制度あたりをつくって、それをしないと入力できないというような形のものがあっても、今までどおりだったら、行政的にはそんなにきつくないですね。商工会あたりに投げ込んで、商工会あたりはきついと思いますよ。女性の方なんかは。土曜、日曜出てこないかん。自分たちの仕事以外に来て、基本給は増えるわけじゃない。土曜、日曜出たとき、残業が女性陣に増えるかもしれないけど、全部女性陣ですよ、見ていたら。そういうところの負担は。だから、町民に対して一番ストレートに、どこがいいのかというのを考えたとき、案が出るはずなんですよ。

でも、マンネリ化したら、議会がマンネリ化して、行政の企画財政あたりの考え方が、こう来たらこうするもんだと、もう隅っこ、私らも一緒です。もう頭の中入っていたら、これはこれに使うんですよと決めて閉めていたら、こういう改革というか、考える力がなくなってくるんです。

優秀な人が役場へ入るけど、考えなかったら、だんだん駄目になるんです。私はそう思っています。

だから、町長と議会とも、私はわくわく、5,000円桂川別途、桂川、また別に出ると。いや、別じゃないとって。こうしてね、本体で違うから別に出すとよ、そういう説明しかできないでしょ。いや、桂川、あんた方と一緒にしちよって、桂川町はまだ追加で出すよというなら、何ばか威張られるんですよ、議会として。威張られるちゃうか、住民に対して言い訳ができる。

ところが足らん部分補充できる。議会と町長と、このわくわく券について話した。町長は、前の分に関しては、これは因縁つけるにわけじゃないけど、これ、あれですよと、様子見にこういう施策を打ったんですよと。私は言ったんだけど、様子見じゃないでしょと、直接行くような、そういうとを考えないかんじゃないですかと。ここは様子見じゃないで、本当に攻防の一手を打っていくときが来てるのに、それを様子見とかいう話になったとき、私は納得できないなと思った。それと、自分自身にも納得できない。

なんでかちゅうたら、こんなことは知らんとやもん。もう三十何年なって、だから勉強してないちゅうことなんですよ。勉強してないちゅうこと。勉強してないから、それと疑問符を持ってないんです。本当に役場は正しいことをしよんかと、そういう観点であれば見つけ切るんです。それとか全員協議会で、全員でこういうような討論するなら、ちょっと問題が出たら、さっと分

かるんです。

ところが、そういうことを見つけ切らんかったら、そのままいくんです。だから、そういうとは、やっぱり行政的にも、もう考えないで、一番言いたいのは、そうしたものを安易に流す。そうやってきたときは、当初、コロナ予算が出た。このとき議会も役場も喜んだ。

ああ、してやらないかんね、いいのが来たねと。ぜひ町民のためにやらないかんというような感覚だったと思います。

ところが、今、国が予算をつけたら、これはどうしてさばこうかねと。俺方いやばいち、俺方ちゅうのは課のことをいうんですよ。これは、もう全部、産振課でやってよと。これをひまわりの里で使ってよと。そういう心理も、私は働くと思う。本当のこと言うて。だから、私あえて、ここでちょっと恥ずかしいんですけども、言ってるのは、そういう感覚が芽生えとるんじゃないか。それはね、町民にとっても議会のため、執行部にとってもいい考え方じゃないと思いますよ。

その点、町長にね、あなたはそんなこと言うけど、そんなこと全然考えてないよと一直線ですよということであればそれでいいんですけども。町長が主体的に考えてあることを、質問事項には出していませんので、ノーコメントはノーコメントで結構です。もし答えられるのがあれば答えていただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問といいますか、答えられるものがあればということで御指摘いただきましたので。

議員、今、申されますように、国の政策、それからまた場合によっては県の政策も含めて、いろんな取組があります。

そういう中で、これまで取り組んできたいろんな事業、事案がありますけれども、そのことについては、それぞれ政策による効果。これはあっていると思います。

特に今、プレミアム付き商品券のことが題材になっておりますけれども、このプレミアム付き商品券についても、やっぱり本町は本町独自の状況がありますので、よその自治体とは違う部分もあります。その中で全体としては、私はやっぱり商工会、それから住民の方の協力、理解を得ながら進められていると、そのように理解をしております。

ただ、議員が御指摘のように、そのことがマンネリ化と言いますか、一つの時代に合った対応ができていくかということについては、これは私も反省しなければいけない、そのように思います。

とにかく今、特にコロナ以降、いろいろ国が施策を打ってきます。そしてまた補正予算等での対応、そういったことが出てくるわけですけども、そういったものに対しまして、私どももできる限りの知恵は絞っているつもりですけども、なかなか有効といいますか、先ほど言われま

した、本当に困っている人の手に届くようにということも含めて、難しい点、特に私の年代からしますと、いわゆるコンピューター管理が今盛んにできていますので、そのコンピューター管理に関わる部分というのは、なかなかちょっと理解ができていないところがあります。

しかしながら、今後のことを考えましても、先ほど言いますように、時代の変化、流れに応じて、やっぱり新しい感覚を身につけていくべきだと思いますし、そのことについては職員に対する対応の中でも考慮していきたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中議員。

○議員（9 番 原中 政廣君） 最後に時間が5分ありますので、すぐ終わります。大変、執行部に対する今回は、いつもなんですけど、失礼なことを申し上げ、まずお詫びをしておきたいと思っています。

しかしながら、やはり企画財政あたりも、本当、一番、桂川町は優秀な課であるし、ほかの課も優秀なんですよ。

それが配置するんだから、私、町長ね失敗してもいいから、やはりきちっと議論して、その中で、例えば他の施策って失敗してもいいじゃないですか。そんなもん議会も協力しますよ。

ただ、何となく、これが一番というような形じゃなくして、精査しながらやっていただくことを、そういう部分に関しては失敗作は、私も失敗だらけですけども、やっぱできるだけ協力はしていきたい。

ただ、やらないということになってきたときは、また別のものが出ますし、今の流れ方も、AI関係も、これも全部私、答弁内容も全部、AIにかけたんですよ。こういう考え方を執行部持っとるのはおかしいんで、議会はこういう考え方もあそこ平等やから私自身も非難されるんです。あんたの言うのはおかしいよと。でも、おかしいでも言ってもいいんじゃないですかというような文章も出てきたりとか、いろいろ言うてくれるんですけど。

ぜひ協力できる分はしていきたいし、そういった観点も大事にしていきたいと思ひまして、大変皆様方には失礼なことを申し上げましたけども、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 英明君） 次、6 番、吉川紀代子議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 日本共産党、吉川紀代子君でございます。通告に従い一般質問をいたします。

人が住まなくなった家が増えると、地域の安全や景観への影響だけではなく、コミュニティーの衰退にもつながります。近所に目をやると、人の住まなくなった家が日を追うごとに朽ちていきます。空き家に居着いたであろう野良猫によるダニ被害で病院通いをしているということ

も聞きました。空き家の現状と今後も含めた対策についてお尋ねします。

まず最初に、空き家対策の基本的な考えを教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 空き家対策の基本的な考え方でございますけれども、平成 27 年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 条、目的に定められておりますように、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進し、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的な推進をし、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することと、こういったことが基本的な考え方になろうかと思います。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 法律に基づいてやっているということですね。

それでは、現時点で空き家をつくらない対応を、町としてどのようなことをやっていますか。具体的に言ってください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 全国的に人口減少や少子高齢化、若者の都市部への流出により、使用されてない住宅等が年々増加しています。お住まいになっていた方がお亡くなりになったり、施設に入所された際に空き家となるケースが多いようです。その後に管理される親族の方が近隣におられないことや、空き家を引き継がれる相続人、管理者が決まらない等の理由により、空き家が放置される傾向が見られます。

このような状況の中、行政区長様をはじめ近隣住民の地域の皆様から情報をいただき、空き家の管理者となられる方に対し、管理責任や空き家バンク等の利活用の周知を進めていくことが重要と考えております。ということで、現状は広報、ホームページ等で、こういった空き家を管理することに対する重要性を周知するお知らせを出しています。

また、空き家が老朽化が進んで利活用が到底困難な住宅については、空き家の解体助成金を町として補助金を要綱を定めまして、上限 50 万円、補助率が 2 分の 1 という空き家解体助成を行って、そういう近隣に迷惑がかからない空き家の管理を推進しているところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6 番 吉川紀代子君） ホームページなどで、空き家をつくらないようなそういうことを知らせている。そして、あと一つは、解体助成金などをつくって知らせているということなんです。この解体助成金のことは後で聞こうと思ったんですけど、ダブるかも分かりません。もしかしらすみません。

じゃあ、現在、空き家が発生してからの対応はどのようにしておられますか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 空き家にしない方法については、親族等の関係者が引き続き居住、あるいは定期的に管理されることができれば、空き家であっても問題は発生しないのですけれども、それができなければ売却及び賃貸の契約を行う、こういった手法になると思います。

また、老朽化が進んだ住宅については、解体して更地にするという選択肢しかなくなります。管理者が責任を持ってこういった対応を行うことができれば問題はありますが、管理者が決まらなかったり行方が分からない場合は、桂川町にて管理者を探し指導、命令等を行うこととなります。

空き家が近隣に迷惑をかけるような状態まで進んでしまうと、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、指導、勧告、命令等を行っていくことになります。

現在、昨年度、空き家対策協議会を設置して、この管理不全空き家に対する指導、勧告に対する方法についての協議が可能となるように設置をしました。ただ、現在のところ、開催が昨年度、進んでおりませんで、今、7年度に取り組んだところとしては空き家の解体助成金をスタートさせたということにとどまっています。

ただ、管理不全空き家の情報も得られておりますので、こういった管理者に対して適切な指導を今後行っていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 持ち主が不明、管理者が不明ということで町が頑張っておられるということは、今説明があったと思うんですけど、今まで何件ぐらいそういう管理者を見つけるといった話合いができましたか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 管理者を見つけることができた数ということですが、基本的にはこういう調査権が国に認められておりますので、戸籍等を追跡して本人さんに通知するところまではやっています。管理者にそういう通知をして改善されたケースは数件あります。実際それを見られて対応に当たったと。また、解体助成金を利用して解体しますと。昨年度、7件、解体助成金を使って解体したんですけれども、そういうこともありました。

ただ、件数については今存じ上げていませんけれども、そういう個別に情報を得られたところについて搜索を行っている状況でございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 申し訳ないけどですね、私の家の近所はほとんど空き家なんですよ。それで私は何度も言っていました。どんどん朽ちてから、もう腐ってきているんです。そ

して野良猫が入ってきている。そしてその野良猫のマダニが屋根伝いに下りてきて、その家の人に食いついて病院通いをしているとか、空き家による二次被害が出ているんですよ。

そうしたときに、私は町内全域を回ったわけじゃないけれど、ウチの近所は特に空き家がひどいから、私が知っている限りは、この人は飯塚にいるのを、私は確認しているからね、それを調べて早くやってくださいということを行ったけど、全然変わらない。どんどんしているから、動いていないというふうに私は理解しています。でも、もう管理者を見つけて、私の隣の人も福岡におんなさる。その隣の人は飯塚におんなさるとですよ。それは言ってる。言ってるけど、してないような感じがするから、分かったところから、なるべく早くしてやって、そしてその助成制度ができて7件ですか、もう申請があったんですね。そうしたら、こういう制度ができたなら、やはり考えてくださる方もあると思うので、そうしていただきたいと思います。

次に移ります。空き家バンク制度というのがあるというふうに承知しておりますけど、この利用の仕組みというのはいかなるようになっておりますでしょうか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 空き家バンクの仕組みでございますけれども、町内に活用されていない空き家、空き地をお持ちでどうにかしたい、売りたいとお考えの方に、その物件を桂川町空き家バンクに登録していただき、これを町のホームページに掲載して広く周知しまして、本町での定住移住等を目的として空き家、空き地を探している、買いたいとお考えの方とのマッチングを行うシステムでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） その家の持ち主が空き家バンクに登録するんですか。そうですか。でも、現在、桂川町にその持ち主がいないで空き家になっているところはどこまで知っているんですか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 過去3年間、固定資産税の通知文書の中に空き家バンクのチラシを入れてお知らせしたところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 固定資産税の請求書、その中にチラシが入れているんですか。そうですか。私のところ辺もやっぱりそこに行っているんでしょうね。じゃあ博多とか飯塚に固定資産税、昔の炭住ですけど、かかっているんですかね。よく分からない。じゃあ行っているということなんですね。

行ったら、そこにアポというか、そういうことが取れるはずですよ。早くしてあげないと、まだまだ私のところに届いていない。

別の意味での二次被害が出ているんじゃないかと思って、私は今回、この空き家問題を取り上げたんですよ。ちょっとスピーディーにやっていただきたいと思います。

そして次に移ります。いろんなことを考えてやっているということなんですけれど、町として空き家の利活用などは考えたことがありますか。あれば、具体的に教えてください。よその市町村では、何かそういう空き家を利用していろんなことをやっているというふうなことを新聞等で見ましたもので、桂川町としてそういうことは考えたことがあるのかな、ないのかなということでお尋ねします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 空き家の利活用につきましては、先ほど企画財政課長がお答えしました空き家バンク等でマッチングさせるということがありました。今後、専門知識をお持ちである空き家対策協議会の委員さんもおられますので、相談体制を充実させていくというところの組織づくりまでしか、ちょっと進んでいないというところでございます。

ほかの市町村ということでございますけれども、国の空き家再生推進事業等を活用したそういった取組もあるんですけれども、なかなか近隣でもそういった事例が少ないので、今後そういったことも検討していきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 国として推進事業はあるけれど、町としては、取りあえず空き家バンクの利用ということで進めているということでもいいですかね。

それから、空き家対策協議会というのがあるんですね。空き家について協議する組織なんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 空き家対策協議会とは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、各市町村が設置する附属機関で、空き家対策計画の作成や、近隣に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の判定や、所有者の指導・勧告等の対応方針を協議する協議会でございます。

6年度にスタートさせたばかりで、今後こういった周辺に御迷惑をかける管理不全空き家に対する対応方針を、弁護士会の委員さん、司法書士会の委員さん等にアドバイスをいただきながら手続を進めていきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 空き家対策協議会というのがまだできて間もないということなんですね。そうですか。そしたら、今度からは、町だけじゃなく、この空き家対策協議会とも連携を図りながら、この空き家対策にもっと早く進むようにしていただきたいと思います。

それから、空き家対策協議会の構成人数はどのようになっていますか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 空き家対策協議会の構成は7名の構成で今進めております。行政より委員長として副町長、そして町議会より2名、学識経験者より3名、学識経験は司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会より推薦いただいています。住民代表として区長会長にいただきまして7名の構成でございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、ちょっとよく人数が分からなかったんですけど、町議会から2名出るんですか。そして学識経験者3名、あとの2名はどこから言んしゃた。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） あとは、委員長を山邊副町長のほうに進めていただいております。と、住民代表が区長会からということで、合わせまして7名ということでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） それでは、まだできてから間もないですけど、今まで協議会を開催した回数は何回ぐらいありますか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今までの回数は2回でございます。令和6年度に2回、そして令和7年度はちょっと開催ができておりません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 1回ですね。2回と言んしゃったでしょ。でも、今は6年度に1回と言んしゃったですね。7年度1回。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） もう一度お答えいたします。

6年度に2回の開催を行っております。7年度は開催をしておりません。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。2回って聞えたんですけど、6年度は1回って聞こえたもので、すみません。じゃあ、6年度2回ですね。はい、分かりました。

それでは、管理不全空き家件数は何件ですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 空き家対策協議会で協議を行ったわけではありませんけれども、空き家実態調査を令和5年度に行いまして、様々なデータを収集しています。その中でもうほぼ解体することが望ましいと明確に判断された空き家件数は23件でございます。住居の母屋が14件、そして倉庫が9件、合わせまして23戸という状況でございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 23件ということですね。

次に、特定空家件数は何件でしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 特定空家につきましては、管理不全空き家の指導、勧告等を行ったにもかかわらず、指導に従わないと。そこでいろんな法的手続を可能とする指定でございまして、これにつきましては空き家対策協議会で、特定空家の指定を進言していただくという手続を踏みますので、現在のところ、特定空家として認定を受けたものがないという状況でございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ゼロということですね。そうしたらその協議会でまだそういうあれが出てないちゅことなんです。すいません、重複するかも分かりません。老朽空き家解体支援体制はどうなっていますでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 令和7年度より、桂川町老朽家屋等解体補助金交付要綱を定め、空き家の老朽化の評点が1,000点以上の空き家については、補助金の上限を50万円として解体費用の2分の1の支援になっています。

状況としましては、令和7年度10件申請がありまして、7件の認定が行われています。もう既に8年度についても申請等が行われている状況です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 8年度にも申請があっているんですか。何件あっているんですか。いいです。解体費の2分の1を支援する、その上限が50万円であるということですね。それでも、やっぱ申請が来ているちゅことです。7年度はあったということですね。

そしたら、解体費の問題であるとか、家の中に私の近所でもそうですが家財はそのままにして、家を放置してあるんですよね。そんなの片づけられないけどどうしたらいいだろうかという相談窓口は、この桂川町役場でどの課が担当されるんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 迷惑空き家に対する全般の担当窓口は、建設事業課の管理鉱害係となっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 建設事業課が窓口になるわけですね。それは周知は広報でしてくださいさるんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川町空き家対策計画等の広報、ホームページ等については、管理鉦害係という表示があると思うんですけども、それ以外は老朽空き家の解体補助金等でしかしていませんので、今後、空き家全般に対する問合せについて、管理鉦害係の周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 現実問題として、空き家になっているというのは、そこに住民がいないんですよね。だから、こういうことを桂川町役場のこういうことで受付しますよということとを、ここら辺で幾ら言っても、うちの近所でも博多のほうにおられるし、飯塚のほうにおられるし、全然こっちには顔も見せないし、見たこともないような状態の人たちが、そんな情報を得る方法がないんですよね。そうしたら先ほどもチラシを、固定資産税の何とかとかおっしゃってたでしょう。そうしたらその請求書か、行くときにこういう方法もあるよということを知らせていただいたら、少しは改善できるかなと思いますので、そののこのところをしていただきたいと思います。

猫による、マダニで全身をかまれ病院通いしていると相談を受け、私は役場に相談に行きました。このときは猫のことだったから、建設事業課ではありませんでしたけれど、納得のいく回答ではありませんでした。猫対策でした。猫は野良猫だから、そこにじっとおりません。この空き家だから、じっと待っていませんからといって。行っても猫おらんやったよとか言んしゃるけど。ちょっと肩透かしを食ったような感じだったんですけど。空き家にいる二次被害を防止するためにも、空き家対策協議会と連携を図りながら、これ以上、空き家を増やさない対策と、現在の空き家問題の解消を進めていただくことを要求いたします。

そして次に移ります。いいですか。

○議長（林 英明君） 質問2になりますか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。次の質問に移ります。

○議長（林 英明君） では、暫時休憩します。再開は1時からです。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

原中課長、どうぞ。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほどの空き家問題の質問の中で、11番の老朽空き家解体支援体制についての回答に誤りがありましたので、ちょっと訂正の回答をさせていただきます。

桂川町老朽空き家解体補助金交付要綱に定めた空き家の老朽化の評点が100点以上の空き家

について対象となるという回答が正しかったんですけども、私が1,000点以上というお答えをしたことが間違いでしたので、100点以上ということで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（林 英明君） では、吉川議員、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） それでは、引き続き質問に入らせていただきます。

通告をしておりますように、交通反則通告制度について6点ほど答えやすく質問しておりますので、分かりやすく答えていただきたいと思います。

まず第1に、青切符制度とはどのようなものですか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 議員質問の交通反則通告制度、いわゆる青切符制度につきましては、ホームページで警察庁交通局が示している資料を基に回答いたします。

近年、交通事故の件数が減少傾向にある中、自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい状況にあり、警察では自転車交通事故と被害に遭われる方を減らすため、自転車の交通違反の指導取締りを強化しています。

自転車の交通違反の検挙件数は近年増加しており、青切符の導入はこれを簡易・迅速に処理し、違反者と警察の時間的・手続的な負担を軽減するとともに実効性のある責任追求を可能とし、自転車関連事故の抑止を図ることを目的とする制度です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 自転車を利用している方々の事故が多いので、その方々を取り締まる制度であるというふうに理解していいですか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 自転車事故が増えてくる中で、いわゆる手続を今までと比較して、簡易的にする目的で青切符制度が導入されております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 自転車事故に伴う違反の手続の簡略化ということですかね。はい、分かりました。

次に、この制度適用はいつから始まりますか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） いわゆる青切符制度を導入することを内容とする道路交通法の一部を改正する法律が、令和8年4月1日から施行されたところです。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 令和８年４月からですね。

それでは対象年齢は何歳からですか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 自転車の車両の仲間として交通ルールの遵守を図るため、１６歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して青切符を導入することになりました。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） １６歳未満は対象ではないということですね。１６歳以上ですね。はい、分かりました。

そして、車や自転車の交通ルールの変わったこととは何ですか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 改正道路交通法により、自転車の交通違反に対する青切符制度の導入をはじめ、自動車の自転車追越しのルール強化、生活道路の法定速度の引下げなどが実施されております。

このように、自動車のドライバーと自転車利用者の双方に、新たなルールと厳罰化された罰則が適用されております。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） この制度は、自動車のドライバー、それから、自転車に乗っている方々への規則が強化されたということなんですね。

そして、道路交通法に規定されていたときと今回の違いは、どんなことですか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 先ほど申しました改正などがありますが、改正前の道路交通法——これ道路法となっていますが、道路交通法——と今回の違いについて、青切符制度は道路交通法の一部を改正する法律に基づき新たに導入された制度で、自転車の交通違反で検挙された後の手続が簡素化されました。

これまでは検挙されると、まず、違反現場での手続の後、出頭、取調べ、その後、検察官による起訴となった場合には裁判となり、有罪判決を受けると罰金の納付等で手続は終了となりましたが、いわゆる前科がつくことになっておりました。

このように時間的、手続的な負担が大きく、検察に送致されても不起訴され、実態として違反者に対する責任追及が不十分であることが指摘されておりました。

今回の青切符制度では、反則金を納付したときには取調べや裁判を受ける必要がなく手続が終

了し、反則金を納付すれば裁判を受けたり有罪判決を受け、いわゆる前科がつくことはありません。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） いわゆる検挙した場合の手続が簡略化されるということでいいですね。

そして次に、違反した場合の罰則金はどのようにになりますか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行い、今回の青切符の導入により、１６歳以上の者の反則行為については青切符が交付されます。

罰則金につきましては、一例となりますが、例えば信号無視の場合６，０００円、一時不停止の場合５，０００円、ブレーキ不良では５，０００円となるようです。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 信号無視とかいうのは新たになったんですか、追加されたんですか、６，０００円とか５，０００円とかいうのは。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 青切符を切られた際に罰則金を払うという流れになります。

すみません、改正前の金額が幾らだったかというのはちょっと私も存じ上げておりませんが、今回の改正で先ほど申しましたように罰則金につきましては、信号無視で６，０００円、一時不停止で５，０００円、ブレーキ不良で５，０００円となったということでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） ちょっとよく分からないから、後でまた聞きに行きます。

警察庁の道路交通に関する統計では、自転車、乗用車の交通事故の相手は自動車で７５．７％、今回の罰則強化策だけで交通事故が減らせるか、私は疑問に感じております。

最大の問題は道路行政の貧困ではないでしょうか。自転車が安心して走れる車道を整備すべきだと思い、桂川町でもこの車道の整備を要求いたします。

次に、生活保護行政について質問いたします。

２０２５年６月２７日、最高裁判所第三小法廷は裁判官全員が一致してデフレ調整の違法性を認め、生活保護基準引下げ処分を違法として取り消す判決を言い渡しました。

生活保護基準の改定を違法とした最高裁判決は史上初であり、歴史に残る画期的な判断でした。判決に至った経緯と違法判決内容、そして、本町の補償すべき対象人数と被害額の補償対応はどのようになるのかお尋ねします。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 御質問の違憲判決に至った経緯と判決内容についてですが、2013年から2015年に、国は、当時の物価下落率や一般低所得者との均衡を図る目的で、生活保護費のうち生活扶助費基準を平均で約6.5%、最大10%引き下げる措置を行いました。

この生活保護基準引下げ処分取消し等の請求訴訟がその後起こり、2025年6月、最高裁判所は国の引下げ判断のうち、物価下落を反映させたデフレ調整分の引下げへの手続や判断過程に問題があったとして、減額処分を違法との判決がなされました。

この判決の結果を受け、厚生労働省は有識者委員会の検討を経て、違法とされたデフレ調整分の引下げに代わり、当時の低所得者世帯の消費実態に基づいた引下げ率を適用することを決定し、全受給者に減額分の一部を補償することを決定しました。支給事務を担う自治体と連携して、補償の手続を取り組んでいくとしています。

次に、本町における対象人員と補償対象についてでございますが、本町の生活保護支給事務を担う福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に確認しましたところ、現在、国、県の指示を受け、当該減額措置の対象となった世帯、人数の把握及び補償対象となる世帯、人数の確認作業を実施している最中との報告を受けています。確認作業が完了し、補償対象の人数、補償対象額が確定しましたら、国、県を通じて報告があると思われま

す。また、県保健福祉環境事務所でも、生活保護受給者世帯への説明チラシ等を準備しているというところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 補償をしてもらう人に対して、直接そういう通知が行くわけなんですね。行くんですね。今、その作業をしているんですね。そういうことですね。はい、分かりました。

次に、米の価格高騰対策についてであります。

近年、いわゆる令和の米騒動として注目された米の需給問題は、単なる一過性の問題ではなく、供給力の低下と需要の変化が複合的に重なった深刻な問題だと思います。

供給面では、長年続いた減反政策や労働力不足の影響が考えられます。小規模農家が多い中、農業従事者の高齢化、後継者不足、担い手育成と支援は急務です。

さらに、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃は、肥料、燃料などのコスト上昇で、小規模農家の経営を直撃しております。2026年には深刻な不作で、米の在庫も極めて少なくなり、

価格が25%から40%といった大幅に上昇する可能性も指摘されております。

国への要望、生産向上に向けた農家への支援策が必要と私は考えております。町として、この農家への支援は何かできませんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 昨年は米の取引価格が高騰したことで生産者の収入増につながりましたが、一方で、肥料や燃料などの生産コストも増加しており、厳しい状況にあると認識しています。そのため、生産者が安定した経営ができるよう、全国の農業委員会組織を通じ、国へ要望している状況です。

生産者の経営を安定させる総合的な施策は国や県が行うことになりますが、町が支援を行う際には、農家の方がどういった支援を求めているのかや、どういう手だての必要があるかを、農家の方だけでなくJAや農業委員会などの関係機関とも情報交換を行い、意見を聞きながら実施したいと考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今からJAとか農業委員会に相談しながら、支援ができるかどうかちゅうことを今から検討するということですかね。だから今は考えていないちゅうことなんですね。考えてほしいですね、早く。ゆたっとそんなことをしている暇はないですよ。

今、新聞なんかでは、農家の方が悲鳴をもう上げていますから、急がないと。何ちゅうか、あまりにも遅いと思います。急いでください。

そしたら、次に移ります。避難所の医療的ケア電源確保についてであります。

令和元年台風19号や令和2年7月豪雨等において、多くの高齢者や障がい者が犠牲となったことを踏まえ、令和3年5月災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが自治体の努力義務と位置づけられました。

個別避難計画は、要支援者がスムーズに避難できるように避難に必要な事柄をあらかじめ計画しておくものです。本町に個別避難計画はありますか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 避難行動計画とは、災害や事故など緊急時に誰がいつ、どこへ、どのように避難するかあらかじめ定めた計画のことです。特に高齢者や障がい者など支援が必要な人については、自治体が作成を進めている個別避難計画、一人一人の避難方法を定めた計画を指して避難行動計画と呼びます。

桂川町では、災害時に高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を支援するための避難支援計画、避難行動計画の整備を進めています。町の地域防災計画では、避難行動支援者ごとの避難支援計画の策定や、地域住民、自主防災組織、福祉事業者との連携による避難所誘導體制の整備が

定められています。

健康福祉課では、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を行っています。主に、民生児童委員さんや地元行政区長さん、社会福祉協議会、防災関係機関などに協力を依頼し、桂川町避難行動要支援者名簿を作成しています。

また、福祉サービスの申請をされている方におかれても、介護サービスなどの利用されている方などについても、避難行動計画・地域福祉支援システムへの登録をお願いしているところがございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私が聞いていることとちょっと違うような感じがするんですけど。

町として個別避難計画は作成していますかと聞いたんですけど、何か支援者名簿とか、いろんな自治体みたいなことを何か言っておられますけど、町としてこういう計画書というのはつくらないんですかね。

行政区か何かよく分からないけど、ちょっと答えがよく分からないんですけど、町としてそういう計画書はつくっていないんですか、つくっているんですかって聞いています。そこだけです。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 一番最初のほうにちょっと私のほうから説明しました、自治体が進めている個別避難計画ですね。一人一人の避難方法を定める計画、これについて、このことを避難行動計画というふうなものになっています。

避難行動支援者へは誰が支援するのかとか、どこへ避難するのかとか、連絡先は誰かとか、一人で避難できるかとか、そういう避難行動の支援者の名簿を作成し、それに基づいて行っているということでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 詳しく計画しているということなんですね。

先ほど答えの中にあったと思いますけれど、この避難計画に入っている対象者はどのような方ですか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 原則75歳以上の独居者、または75歳以上の高齢者のみの世帯。ただし、障がいや病気等の理由により見守りが必要な場合、75歳未満の方についても登録をお願いしています。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 線が引かれているんですね。75歳以上が対象者なんですね。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 今、言いましたように、75歳以下の方についても、障がいや病気等の理由により見守りが必要な場合は、75歳未満の方についても登録をお願いしているということになっています。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 高齢者は75歳以上、障がい者は75歳未満でも登録をちゃんとしているということですね。

そうすれば、1番ですけど、避難所の医療的電源の箇所はどこかということでお尋ねします。

災害時、人工呼吸器ユーザーへの支援として非常用の電源が確保されなければならないけれど、本町の避難所に医療的電源は何か所確保されていますか。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 桂川町の総合福祉センターにおきましては、医療的な電源はございません。医療的な電源とは、医療機器を利用するために必要な電力のことを指します。特に在宅での医療機器を使用している人にとっては、停電時には確保が必要な重要なライフラインとなっています。

今、議員がおっしゃられた人工呼吸器、在宅酸素濃縮器など、痰吸引器などですね。災害や停電が発生するとこれらの機器が使用できなくなり、生命や健康に重大な影響を及ぼす可能性があります。非常用の電源の確保や個別避難計画を作成する必要があるということでもあります。

現実的な対応としましては医療的な電源が必要な方の把握により、避難行動支援者への登録を行い、大規模災害などどうしても避難が必要なときに、事前に定めた医療機関や対応施設との各種機関との協力を基につないでいくことが重要であると考えています。

以上です。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 議員質問の避難所における電源の確保については、総務課としては発電機等による電源の確保がまず考えられます。自家発電機等につきましては、町管理分として7台、自主防災組織管理分として7台を有しておるところでございます。

また、災害協定に基づき、電源の復旧や関連機材の調達により対応したいと考えております。

なお、桂川町の福祉センターにつきましては、発電設備として非常用ディーゼル発電機と非常用LPガス発電機があります。非常用のディーゼル発電機は、停電時に消防関係の設備に電気を供給する設備で、また、非常用LPガス発電機は、停電時に非常用照明や空調設備に電気を供給する設備として設置されております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 間違ったかも分かりませんが、桂川町では7台確保しているということですか。何か7台というふうに聞こえたんですけど。

それとあと一つ、協定を結んでるというふうに言われて。

古野課長はどうなんか知らんけど、ないみたいな、非常用電源はないみたいに聞こえたんですけど、私、聞こえ方が悪いかも分かりませんから、分かりやすく言ってください。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○健康福祉課長（古野 博文君） 先ほど説明したように、福祉センターのほうには医療的な電源はございませんということで。

常に電源設備により、避難所としての総合福祉センターの電源については非常時でも対応できるようにやっていますということで、医療用的な電源っていうのはないということを説明させていただきました。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私が言っているのは、医療用の電源を、聞いているから、ないということですね。ないということですね。これはやっぱりしてもらわんといかんことだと思います。

結局、政府は医療的ケアが必要な人には優先的に電源を確保する環境の整備を求めているんです。本町ではないということなんです。災害用の避難所としての電源はあるけれど、医療的電源はないということですけど。

今、地球温暖化で気候変動がより大きくなっております。既に世界各地で深刻な影響が起きておりますように、海面上昇による沿岸地域の浸水、台風やハリケーンの大型化など異常気象は年々深刻化しております。

社会的弱者、自分で動くことのできない人たちを安心して避難して、その避難所でそういう命を守ることができるように、各避難所には、国が整備を求めていますので、避難所に非常電源の設置を求めるものであります。求めます。

○議長（林 英明君） 北原課長、もう1回説明してください。

○総務課長（北原 義識君） 医療用電源という限定したものとしてでなく、私としては一般的に避難所につきまして、先ほど申したように発電機や蓄電池、そういうものがあるということを説明させていただきました。

あと、先ほど申しましたように、福祉センターではそういう非常用LPガス発電機等がありますので、そういうものを活用するというのも一つの手かなというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 前は医療用であってもその避難所としてあるんだったら、その避難所としてのその電源ちゅうのは使えるんでしょう。使えないんですか。人工呼吸器とかそういうのとか、よく詳細は分からないんですけど。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 一例として先ほど言いました、総合福祉センターにはそういう設備がありますので、いわゆる発電設備というものがありますし、個別につきましては発電機、いわゆる蓄電池、ポータブル的なものですね、そういうものが災害用として用意はされてあるということでございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 福祉センターのほうではその発電機があるので、それで対応できるということですよ。それ言われたんでしょう。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問に対して回答をしておりますけれども、ちょっと趣旨がずれているように思いますので、御指摘の、ここに出ております医療的電源の有無、医療的電源があるのかどうかということについての御質問であります。

この非常用電源とか発電機による電気を起こすとか、いろいろな形がありますけれども、この医療的電源というのが、申し訳ないですけども私もよく理解しておりません。何か特殊な、特別な電源が必要なのか、通常のそういう災害時に起こす発電機等で賄えることなのか、そこら辺は担当者も何となく曖昧なところがありますので、後ほどきちっと調べた上で回答を申し上げたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（６番 吉川紀代子君） 私もその医療のことはよく分からないけど、私が想像しているのは人工呼吸器をつけている。しかし、それが停電等でしたときに、そういう公に停電になったときでも対応できる、そういう電源設備を設置しておいてくださいと、国はそれをしなさいというふうに言っているから、桂川町ではどうかなと思って聞いたんです。

しかし現実的にはこういうものがないというふうに私理解したから、今、町長が精査ですか、そういうことをしてからって言われるから、やっぱり災害が起きてから慌てたって間に合わないから、そういう人たちが来ないとは限らないから、この人たちが来てもいつでも対応できるようにしていただきたいということです。

町長、よろしくお願いします。

○議長（林 英明君） 次、行ってください。

○議員（６番 吉川紀代子君） 次、いいですか。

○議長（林 英明君） はい、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 次に、予備自衛官法についてであります。

政府は4月3日、国家地方公務員等を予備自衛官として招集しやすくするための予備自衛官等兼業特例法案を国会に提出しました。本案の問題点の1つが、兼業の特例という形で公務員法上の制約を緩和するということです。

予備自衛官等になる際に兼業許可を得れば、それ以降は申請許可手続が不要になります。今でも本町の人員体制が不十分な下、このような法律ができれば業務は残された職員が負担することになり、過重労働がさらに加速されます。

また、自治体職員に対して予備自衛官に志願することを推奨する組織的圧力になる懸念があります。さらに、大規模災害時、地方公務員は自治体災害対策本部としての任務、そして、予備自衛官としての招集が重なる可能性もあります。自治体本来の行政サービスの低下や住民支援が不十分に、行き届かなくなるのではと私は危惧しております。

公務員の服務と労働環境をゆがめる本法案の見解を町長に伺います。

すみません、追加ですけれど、昨日この法案が参議院を通ったそうなんですよね。だからもうこれ決まったんでしょう。町長がこの自治体の長として、こういう法案に対してどういうふうな考えを持っておるか、政府に対してどういうことを言いたいとか、かいうことを本音を聞きたいと思います。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ただいま議員申されましたように、昨日、参議院も賛成で可決成立したというニュースは聞いております。

もともと、この予備自衛官という制度そのものについても、私自身はあまり詳しくは知りませんでした。ただ、ここにありますが、赤旗の新聞あたりにもそういった記事がよく出ています。

私自身は国の法律で決められたことであれば、それはそのことに対して、町長としての見解とか個人的な見解につきましては差し控えたいと思います。ただ、自治体の長としての気持ちから言えば、やはり法案の趣旨にのっとりまして、そして必要な措置を行うということしかこの場では発言できない。そのように思っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 町長は差し控えると言われましたけれど、差し控えてもらっては困るんですよ。やっぱり職員の方々も自衛官になるとは夢には思わなかったし、私たちも思わなかった。しかし、そのことによって、この桂川町の住民へのサービスとかそんなんが後退するわけですよ。そして、もしも演習とかそんなんがあったら、この自治体の仕事よりそちらを優先

させるというふうに新聞には書いてありました。

そうしたら、桂川町がどれだけ忙しかろうが、先ほど言ったように、もし災害等になって大変な状況になってても、そちらのほうが優先される。そしたら、この桂川町は二の次になる。桂川町だけじゃない、どこの自治体でもそういうことでしょうけどね。

やっぱりそういうことに対して差し控えるじゃないと。私は今どうのこうの国に対して言えということじゃないけれど、町長としてこの法案に対してどう思っているかなということを知りたかったんです。差し控えてもらっては困るんです。どう思っているか聞かせてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる個人的な見解は、これは差し控えたいと思います。

先ほども言いましたように、自治体の長としてはやはり法律の趣旨にのっとり、必要な手続を進めていくということにしかならないと思います。

議員が懸念されております内容についてはよく理解できます。ただ、本町の場合においても予備自衛官になる、あるいはそれを希望する、そういった状況がどれくらいのものかというのは全く今の段階では把握できておりません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今、政府は戦争をできる国へとどんどんかじを切っております。

これはこの入り口なんですよね。これが突破口になって、やがては町民、国民に対して赤紙ですか、それに類するものが発せられて、そして戦争に突入していくんじゃないかと、私はそれが心配なんですよ。

そうってからでは遅いから、今からいろんな自治体で声を上げて、政府の言っていることは間違いであると、それで戦争に加担しないように、あらゆる法律を、高市さんは進めておりますから、それを阻止したいとの思いで、町長の意見を聞きたくったんですけれど、法律にのっとりとおっしゃいます。

何でもかんでも法律にのっとっていいものではありません。法律でも間違ったことをしていればやはりきちっと、ノーという声を発していただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（林 英明君） 次はいいんですか。質問7はどうですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） まだあったかな。ごめんなさい。すみません。すみません。もうこれで。かっかかっかきしております。ごめんなさい。

じゃあ7番目、桂川駅構内の現状と今後について質問いたします。

新築されてから約5年が経過した桂川駅の現状と今後について伺います。大塚議員がたびたび質問しておられた王塚古墳への案内の現状と対応についてお尋ねします。どうなっていますでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川駅から王塚古墳への案内については、現在桂川駅北口から王塚古墳につながる道路拡幅事業に取り組んでおりますが、当工事と並行して、町の統一的な案内板を設置していく予定でございます。

ただ、今、交付金の内示等が若干要望よりも減額されているということで、当初考えていた予定よりは、桂川駅北側にかかる、丁度、豆田・瀬戸線の道路改良が遅れております。そういった状況でございます。

また、令和6年度には駅改札口前に王塚古墳につながる案内板、観光マップを設置しているところです。事業が進捗するに伴って、ちょっとこのサイン計画も設置を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私、何か前に聞いたときに、北口の階段のところ辺にしていると、そして駅のホームには昔のものが何かあるとか、そんなことは今、答えになかったんですけど、駅のホームのところには見える感じで、そういう案内はないんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 駅のホーム内にも、今、桂川町の観光名所という形で、土師焼と王塚古墳という案内板がございます。それと、王塚古墳がある駅という大きな看板、この2つがあると思います。

J R九州の筑豊篠栗鉄道事業部のほうにお伺いして、この看板の付け替え等についての質問を行ってきました。それで当時、桂川駅と桂川町のほうでその話をして、暫定的にそういうものならつけていいという形の了解をいただきまして、つけておるところでございます。

ただ、あの内容をちょっといろいろ付け替えるとなると、広告的なちょっと取扱いになるおそれがあるということで、今後そういったものに対しては年間に幾ら使用料としてお支払いするというようなものも出てきまして、現状としては今のままの形になっておるところです。

今後、そういった王塚古墳のアピールとか町の観光とかいう目的が定まりましたら、そういう広告的な取扱いも含めてちょっと検討していかなければならないということで、現在のところホームの中にある案内板については、ちょっと取組の進捗というのは特にございません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） J Rと話し合っているんですか。話し合っているんですか。そうですか。そして、結局J Rの言うとおりにしないっていう考えということですかね、町は。新たににつけないということですかね。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、既存の王塚古墳の案内板を書き換えようとする、ちょっとそういう広告的な扱いになるということで、それを受けて、今のところ、町としては変更する手続を踏んでいないということでございます。

今後、ちょっと他の観光とか王塚古墳の近況の案内を、特に重視した変更がどうしても必要という状況になれば、そういった付け替え等を進めていくということで、現状、ちょっとそういう整理ができていないという状況でございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 何かよく分からないんですけど、将来的に王塚古墳を観光の目的みたいにしたときには付け替えを考えるとということですか。何か言ってることよく分からないんですけど、後で聞きます。よく分からないから。

それから、私の友達で毎月福岡のほうの病院に通っている高齢者がいるんですけど、その方からも聞いたんですけど、やはり高齢になると立って電車を待つということはとても苦痛なんです。若い方には分からないでしょうけれど。ましてや雨が降ったときとか冬の寒いときなんかずっと立って行くのはとても困難で、そして座りたい、あそこのお部屋もなくなっているから座りたいと思ったときに、やはり椅子が少ないのではないかとということを聞きました。

それで、桂川駅ホームに椅子を増やすべきと私は考えますけれど、増やしていただけませんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 現在の桂川駅のホームの椅子の設置状況ですけども、博多駅方面のホーム8脚、飯塚駅方面のホームが8脚です。現状としては、椅子の設置については、JR九州としては基本的に現状の数で桂川駅を管理していきたいというものでございます。

桂川町の事業負担等で増設工事を進めていくことも可能ではありますが、列車待ちのスペースを確保することがJRとしては優先するとされておりますので、桂川町の意向に沿わない場所、例えば乗り場から離れた位置に設置すると、そういったこともJRとしては可能性が高いというお答えがありました。

いずれにしても待合ホームに待たれる方、当然、立って待たれる方も多いんですけども、そういう方ができるだけたくさんそういう待合できる、そういった環境の整備がJRの当面の現状で、桂川駅の現状というふうに捉えてあるということで、それが今の8脚という状況でございます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） JRの考え方と、こちらの住民の要求ちゅうのが合わないんですよ。やはり役場としたら、利用している方の立場からJRに話してほしいと思います。

そして、利用しているのはほとんどが若い方だと思いますけれど、やはり中にはこうやって病院に行かなければいけないとかいう方が、やはりおられるわけなんです。たとえ一人であってもその人が困っていたら、椅子の1つも増やしていただくようにＪＲと交渉してほしいと思います。

私のところに届いている声は1つですけど、やはりまだまだ届かない声があると思うんですよ。だからそのところ、役場としたら住民の代表として、住民の声をＪＲと話し合って設置してほしいと思います。

次に移ります。ハトによるふん害の件です。

建設課長が、時々ブラシで道路を掃除しておられるところを見たことがあります。それで、本当に大変だなと思っております。先ほど言うておりますように、桂川の役場の人手が足りない中、やはり汚いよと言ったらやはり来てからバケツを持ってブラシでもって一生懸命やっている姿を見たら、もう言うのが申し訳ないなっていうふうに思うんですけど。

現実的にはハトのふんがこびりついて、幾ら洗ってもあれは取れないですよ。それで結局、あそこエレベーターの前からこう行くところがずっと固まってからなっているんです。幾ら掃除しても取れません。

そしたら、初めて桂川町に来られた方は、幾ら王塚古墳があろうともあまりいい感じは受けないと思うんですよ。それで、何らかのそのハト対策といいますか、ハトのふん対策を講じるべきではないかというふうに考えます。どうでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川駅のハトのふんについては、定期的に対策を行ってきたところでございますが、やはり季節的に暖くなれば増えたり、寒くなれば減ったりが続いている状況です。昨年の秋にハトを追い払い、一時的に減少しましたが、また暖かくなると産卵等で増えてくる状況です。

今後、ＪＲ九州と情報共有しながら対策を進めていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 対策をしてきているということはどういうことですかね。どんな対策をしているんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今まで、駅舎が新しくなったときには桂川町だけで清掃したり、ハトが止まれないように機材を置いたりしていたんですけども、ＪＲの管理者じゃなければ入れない場所とかがありまして、こういった部分についてはＪＲと提携しなければ、ハトを根本的に追い払えないということがありましたので、ＪＲ九州と提携して、一緒にハトが少なくなるよ

うに取り組を進めてきています。

去年はそこがちょっとかなり効果がありましたので、引き続きちょっとそのような対策を取っていきなというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ハトが止まらないような対策をしてきたということですかね。それが具体的にどういうことをやられたのかなと思って、それをお聞きしているんです。ハトが止まらないように、どういうことをしたんですか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 一つは、ハトが止まる場所にちょっとそういう剣山とかそういったものを置いてきたということと、もう一つは、ハトが嫌がるようなそういう薬剤といいますかそういったものを設置しながら、もうハトが近寄りにくいように追い払っていく。

ただ、ちょっと一時的な効果なので、時間がたつとちょっとそういった効果が薄れてくるということで、そういったことを繰り返しながらハトを減少させていくというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 言われたように、イタチごっこですよ。ハトもだんだん知恵がついてくるでしょうからね。

私もこの前、よく見てみたんですよ。そしたらね、エレベーターの前からハトのふんがついているのが、こう、こうなんです。何でだろうと思って、ずっと見たら、駅舎の建物にバリケードみたいなのが立っているところがあるんです。こう、こう、こう、こう、これが建物とするでしょ。こう立っているところはハトが止まれないような状態になっているんじゃないですか、上のほうで。

だから、そこにはハトが止まらないから、そこ、下にはふんが落ちていないんですよ。あららと思って、あれじゃないかと。本当はこっちもですよ。このトイレのほうの建物じゃないで、こっちに来る、こっちのほうの空間みたいところに建物があるから、あそこにあんなものがこう置いてすれば、ハトは止まれないですもん。その知恵ですよ。隙間にこう。でも、こんなのがこう、ずっと立ってありました。見たことありますか。私、気がつかなかった。この前、何でだろうと思ってね。こう見たらこっちのばかり、手前のほうばかりうんちが落ちているから。こっちが落ちていない。何でだろうかねと思って、こうしてようと見てみたら立っているから。

早くそういうふうになれば、J Rに話さないかんか知らんけど、だってJ Rするたびに町がいっぱいお金を出しているやないですか。だから、そのくらいしてもらわないと。そして、掃除は役場の人がする、そんなことはJ Rにいろんなことを相談せないかんて。J Rを利用する人たちの迷惑とかそういうことを桂川町がして、J Rは絶対その関知しないみたいなことはおかしいと

思いますよ。

だからＪＲに相談するなら相談してもいいから、どういう方法がいいか分からないけれど、一遍見てください。こんなのがずっとついている。あれは最初からついていたんですか。何かね、こうついている。これいいねと思って、こうやったらハトは止まらないんだと思ってね。

だから、何ちゅうかいろんなことを考えてやっているでしょうけど、一時的には減ったでしょうとおっしゃるけど、減ってもやっぱりうんちは落ちてきますもん。鳥の羽が舞っています。よろしくをお願いします。

それからあと一つ、こういうことに対して利用者から苦情なんかはありませんでしたか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 去年の春先には、ちょっと役場の窓口のほうにも数件、苦情の来庁者の方が来られましたので、去年についてはそういった形で集中的に対応してきました。昨年度の桂川駅のアンケート調査では7件、ハトに対する苦情がありました。

ただ、そのうち秋以降、対策を講じた後については、ちょっと2件まで減ったということで、全体的なハトの数は、去年から見ると著しく減った状況でございます。

ただ、まだ吉川議員おっしゃるようにハトがおりますので、引き続きちょっと対策を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） アンケートをいつ取られたか知りませんが、あそこに待合室があるじゃないですか。あそこに何かそういうアンケートをいつでも答えられるようなことを置いておいたら、でもどこに言おうにですよ。一々役場に電話するというのも大変でしょうからね。

やっぱりそういうことも考えて、アンケートをいついつやったっていうんじゃないで、いつでも住民の声が届くような状態にしていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩します。再開は3分から。

午後1時53分休憩

午後2時03分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。5番、大塚和佳議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 5番、大塚です。通告書により質問をしていきます。

今回は6つの質問をしていきます。1、カスハラ条例の制定について。2、認定こども園建設

と道路問題について。3、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例や規則等について。4、ごみ処理施設建設について。5、学校の在り方検討会議について。6、防災についてです。

ではまず1点目の、カスハラ条例の制定について質問していきます。

3月の議会で、私はこのカスハラ条例を制定していただきたいということで提案いたしましたけども、4対5で否決をされました。その反対意見としての理由を言われたんですけども、そこら辺の理解が私はよくできておりませんので、執行部に教えていただきたいというつもりで、まず最初、質問していきます。

1つ目の反対意見として、執行部や議会に説明や協議がないのはおかしいと思い、反対いたしますとのことでしたが、議員としてカスハラ条例を提案するのに執行部との協議は必要なんではないでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 質問の執行部との協議という点につきましては、特段規定されたものはないと認識しております。ただし、文言の整理はじめ条例を執行するに当たっては、他の法令との整合性チェックや場合によっては予算を伴うケースなどもありますので、運用面など現実的に執行していくための事前整理等は望ましいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 事前整理と言われますけど、私は5月、ちょっと日程的に忘れましたが、2週間前ぐらいにはこの条例を議長宛てに提出しますので、そこから執行部と協議というのが、多分、執行部のほうにはもう私が出した条例というのは分かってあると思いますから、そこら辺の協議を執行部のほうから持ってくるべきではなかったかと私は思っていますので、今の答えはちょっと私はどうかなと思っています。

次、2点目、反対意見で本条例の公布日から施行するとなっています。相談窓口、対策委員会、審議会など詳細な運用が決まっていなくても、即施行はかなり無理があると思いますと。

先ほどから、私が挙げましたのは飯塚市の条例を基本としておりましたが、飯塚市は3月に条例を決めて、実行したのが7月です。その間に周知徹底、住民の方に説明して、それも含まれましたので施行したということでございます。

要するに期間があったということでございますけれども、議員としては、皆さんよく御存じだと思いますけども、条例しか提案できないんですよ。それで、執行部が規則内容を検討し実行するための時間を、猶予を持っていただきたいと思って、条例の施行日を決めておりませんでした。

そこで先ほど言います、条例の執行日を議員として提案しなければ、執行部は実行できなかったのでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 施行日の設定に関しましては、執行部として条例を執行・運用するための準備、整理期間や、他の法令、予算との整合性及び政策的効果など幾つかの点を考慮し、設定する必要があると考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ということは、私が今回６月、今日出して７月１日にしなさいと、条例が通った場合、それでもできるという理解に、私的にはなってくるんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） やはり現実的に御提案いただいた条例がもし可決した場合に、実際にそれが運用できるかということも含めて、先ほど申しました事前の整理というのが必要かなというふうに感じております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私は附則として執行部のほうに委任したわけですよ。ですから、１年後かもしれんけど、後から聞きますけど、今年の１０月にはそれを施行していかないかという状況があったから、そこら辺は後でまた質問していきましても。

３つ目ですけど、反対意見として、飯塚市の場合は執行部が出しています。議会から出すというのはいかなものかということでございますけども、議員が条例を提案してはいけないのでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 地方自治法にも規定されているように、普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事案につき議会に議案を提出することができると規定してあります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今の回答をずっと見ていけば、私が提案して反対意見をされた方たちがどう思っているかなという気がします。

それと、３月議会の町長の提案理由に、町議会と協議を行い実効性のある条例を、桂川町の実態に即した取組を目指したいとの発言がありましたが、その後の取組を教えてください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） ４月以降、副町長を中心に、ハラスメント事案に精通された有識者のアドバイスも受けながら、条例制定に向けた協議を実施してまいりました。

協議内容としては、アンケート調査の実施について、条例制定に向けた今後の具体的な取組等について協議、その後協議を重ね、町長を含めた協議の実施と、５月２２日には先進地であります小郡市への視察を行い、アンケートがまとまりましたので、６月８日の全員協議会の場で、議

員の皆様にアンケートの内容及び今後の9月議会上程に向けたスケジュールについて、御説明をさせていただいた次第です。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、先ほど言いましたけども、このカスハラ条例の法的根拠について教えてください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） カスタマーハラスメントにつきまして、法的根拠につきましては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、いわゆる労働施策総合推進法となります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 確認しますが、法的につくらないかんということになっているわけですね。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） この法律に基づいて執行していくというふうになっております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 法的に義務化されるということでございますけども、昨年の12月議会や今年の3月議会に、私はカスハラ条例を執行部が提案しなかったのも、そのような理由が何かあるのかなと思ってお聞きいたします。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 提案しない理由というのは、ちょっと私のほうからは明確にお答えできませんが、現在、ハラスメント防止条例については制定に向けた作業を進めているところでございます。

なお、ハラスメントは重要な人権問題という考えの下、対象とするハラスメントにつきましてパワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児に関するハラスメント、カスハラほか、あらゆるハラスメントを包括した条例として調査研究を行い、作業を進めているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 職員に対してアンケートということですけども、研修会、調査について、今までされとることもあるけど、どういうふうに考えてあるかちゅうのをちょっとお知らせください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） アンケートにつきましては、6月15日から6月26日の2週間の回答期間を設けて、職員を対象としたアンケートを実施する予定です。

研修会につきましては、2月に管理職を対象とした研修を実施しましたが、条例制定後に職員向けハラスメント全体研修を実施したいと考えております。

調査としましては、5月22日に先進地の視察を実施したところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 議員に対して質問事項というのがあると思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） また今後、節目の中でアンケートの結果等も含めた報告をさせていただきますので、もしそういう機会があればそういう形になるのかなというふうに思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） この前、全員協議会ですか、議会中にありましたけども、そのときに議員に対して質問が何件かあったと思うんですが、それに対して無記名でなると思いますが、職員の方々からいろいろな問題点なりあったと思いますけど、そういうのが多分出てくると思うんですけど、そういうことに対して議員には知らせていただけるという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） アンケートを実施し、結果というのが出てまいります。中に自由記述の欄とかいうのもございますが、極めてデリケートな部分にありますので、その部分についてはちょっとオープンにするわけにはいかないかなと思っておりますが、設問に対するいろいろな回答の割合であったりとか、そういう形での回答を分析をしたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私は去年の6月と9月ですか、前の総務課長ですけど、少なくとも丸、バツ、三角をしたらどうですかということをお願いして、何もなかったから、私、最終的には12月議会、3月議会というふうにカスハラ条例を個人的に出したんですけど、そこら辺をやはり前回の課長さんの考え方とは大分変わったんですけど。

やはり先ほど言われるように人権的というかそういうことをぜひ考えて、最終的には議員に対しても、そして先ほど、後で言おうと思っているんですけど、私は今回条例を出したのは、個人的に、あなたが職員に対してそういうことを問題があるって私は言われたんで今回また出したちゅう、理解していただきにくいかもしれなんけど、私はそれを出したんで、やはり議員として、やっぱり名前までは出してはいませんが、やはり職員、特別職とかいうのはまた別ですけど、議員に対して、やっぱりそういう意見があるんだったらお知らせいただいて、私たちが研修して

考えて、やはりカスハラ、パワハラしないようにしていかないかんと思っていますので、そこら辺はぜひ私たちに教えてください。

今後の取組ですけれども、町長の6月議会の行政予告で、あらゆるハラスメントの防止に向けた条例を制定するため、実効性のあるハラスメント条例の制定を目指していくとされていますが、ハラスメントとして私が調査したら14件ありました。先ほど総務課長が言われましたと別に、私が調べた分をちょっと御報告いたします。

まず1点目、パワーハラスメント、上司から部下の威圧。2、セクシャルハラスメント、性的発言・接触。3、マタニティハラスメント、妊娠・出産の不利益。4、パタニティハラスメント、男性育休の嫌がらせ。5、カスタマーハラスメント、顧客から従業員の暴言。6、アルコールハラスメント、飲酒強要。7、アカデミックハラスメント、研究とか教育現場であるみたいですね。8、スモークハラスメント、受動喫煙。9、SNSハラスメント、SNSでも誹謗中傷。10、リモートハラスメント、オンライン会議。11、ジェンダーハラスメント、性役割の押しつけ。12、エイジハラスメント、年齢差別。13、モラルハラスメント、精神的支配。14、ドクターハラスメント、お医者さんから患者への高圧。ということで、私が調べたのは14ですけれども、もしかしたらまた別にあるかもしれませんけど、この14を含めた内容の条例を今度提案される計画でしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 人権加害という形で、いろいろ今、おっしゃられましたハラスメントっていうのはたくさん、いろいろ出てきております。恐らく今後も何ハラ何ハラという形で、もしかしたら今後また新たなものが生まれてくるかもしれません。

そこら辺を1つずつ追っていくというのはなかなか現実的に厳しい状況でございますので、いわゆるあらゆるハラスメントというような表現で、そういう事案が生じた場合に対応できるような条例を、また、それらハラスメントを防止するような条例をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今回、文教厚生委員会で大分、こう議論をして、私が出したき、また、3月議会に出して今度6月に出したき、皆さんといろいろ討議をいたしまして、今回は9月に出していただけるということで私は今回は引きましたけども、まず、今言った14プラスアルファがあるっていうこともあるかもしれんやないですか。

それを考えたとき、まず、カスハラ条例を、今年はしたほうがいいと思いますし、職員の方も今日もしかしたら住民なり議員なり、何かこうしよる可能性は絶対あるんで、やはりそこだけでまずつくっていただいたらいいじゃないかなと。

逆から言うたら、全体的なことをすると言えど今言いました14、これ受動喫煙とか、これはスモークハラスメント、これどうなっちゃうとか。やっぱり議員とすれば聞いていくしかないやないですか。

ですから、やはり私はまず個人的ですけど、カスハラ条例をまずつくっていただきたいし、それと、私が一番ちょっと心配なものというのが9月議会でハラスメントを提案されたら、これは私もカスハラの条例は飯塚市がしてまして、飯塚市の大体100%提案させていただいたんですけども、飯塚市や嘉麻市もハラスメント条例の提案は今んとこされてないんですよ。

そして、逆から言うたら、このハラスメント条例をつくっているところは何がしかの問題があるところですので、逆から言うたら、議員から、議員全体がしなければいけないと、そういうふうなこう、新聞とか見たときにはそうなっていますので、先ほど示した14項目を網羅してぜひつくっていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、いわゆるハラスメントの14項目という御指摘ですけれども、以前から申しておりますように本町の場合にはいわゆる人権問題として捉えまして、そして、包括的なハラスメント防止条例を制定していきたいと、そのように考えております。

ですから、何がどう、要するに一つ一つのハラスメントの中身がどうこうではなくて、ハラスメントそのものは、いわゆる一般的に言われる嫌がらせです。ですから、そういった嫌がらせをするような、そういう雰囲気そのものを防止していく、そういう観点からこの条例の制定を目指していきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） このような説明で、どういうふうな条例を出していただけるかということを私は今度見てみますけども、先ほど言いましたように14項目の中で、議員がどう思っているか分からんけど、これについて、この条例でどこで見えるんですかと聞かれたとき、私、大分、きついつちやないかなと思いますので、先ほど言いましたように9月議会出していただいた分で、ちょっと検討させていただければと思います。

次に、認定こども園建設と道路問題についてです。

土師2区で実施した地域、特にけやき台での説明と、どのような説明をされたかなど。また、説明されたなら意見等があったんで、そこら辺を教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） けやき台の方々というわけではないのですが、工事に直接影響のある隣接する土師2区の方々に対し行いました説明会についてお答えします。

説明の内容ですが、土師保育所と桂川幼稚園を統合した施設を建設すること。この場所に建設することで、小中学校と一体的な取組を行っていくこと。今後、建物の設計業務を行うことや、敷地内の造成工事を行う範囲や、おおよその工事期間等について御説明を行いました。

御意見としましては、建設することに反対の御意見はありませんでしたが、敷地内の排水に関するお尋ねや、造成から建築まで時間を要することから、休日等の工事の騒音に関する御指摘をいただきました。

また、こども園ができることで、小学校の送迎も同時に行えてよいのではという、そのような御意見もいただいたところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の課長の答えは、3月議会で聞いた答えと多分一緒だと思いますけども、何回言っても多分一緒だと思いますけど、まず、土居1区から、前回も、住民説明会の要望書を課長から読んでいただきましたけども、土居1区住民に対して説明会の実施予定とか説明予定とか、そういうのは何かあるんでしょうか、教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 土居1区の方限定ということではないのですが、もちろん土居1区の方はもちろんですが、保護者の方、それから近隣の方々、どなたでも御参加いただけるような説明会を開催したいというようには考えております。

しかしながら、開催時期につきましては、現在、建物の設計に関します事業者選定を今、進めておりまして7月中には決定することとしております。ある程度、建物の設計等が決まりましたら、実施をしたいというように考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 建物を建てられるので私は内容じゃなくて、私が一番心配しているのは道路、交通状況なんですけども、そこら辺の考えというか、今んとこ何もないという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） ちょっと、現時点ではそのように考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 全町民を対象にされるということで7月ですけども、そこら辺で、やはりせっかく土居区の住民説明会ちゅう、わざわざ区長名で出しておりますので、少なくとも土居1区の区長にそこら辺をお知らせいただくべき、やっぱり行政の事務上の問題じゃないかなと。

そのために私がいつも言っているのは、議員から職員の皆さんにお頼みするんじゃなくて、ま

ず、区長さんを通して全部何でもお願いしますということで、私も職員のとき言っていましたけど、やはりそういう手続上、区長さんが住民の総意として持って来られていますので、そこら辺はやっぱいつするとか、こういうふうに考えてますとか、区長さんから私何も聞いていませんし、そこら辺はやっぱするべきだと思いますけどね。

住民説明会をそうされるにしろ、あと、全員の方が来られるわけじゃないから、これ書いていますけど、ゼロ歳から5歳児の保護者のアンケートとか、そこら辺は取られとったほうがいいんじゃないかなと思うけど、もう考えておられないなら考えておられないでいいですけど、私は個人的に、やっぱ保護者の方が聞いてありましたのでちょっとお聞かせください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） こちら側としましてというか、住民説明会を、とにかく全町民の方を対象とした住民説明会を実施したいというふうに考えておりますもので、現時点ではこの保護者の方々に対するアンケートをするという計画等についてはございません。現時点ではですね。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、住民説明会をされたとき、土居1区の住民の方たちが、私にそういうふうな道路状況を、皆さん、やっぱ心配されてるんですよ。私の住んだところはちょっと外れのところですけど、ここら辺の近くの方たちは、前回言いましたように、そこを役場から出るときにもう出てこれないと。歯医者さんのところからしか出てこない。今でさえそれですから、今度、どうなるかなということで。

やはり道路状況を考えたときに、それでいいんですかと答えられたときに、答えても一緒だと思いますから、私は質問っていうか、もうしませんけど、住民の方たちが、そこら辺されたときにこれで大丈夫というふうな確実に言い切っていただければ、私とすればもう、土居1区の方ですよ、私言われる何人かでここら辺の住民の方ですけど、私はそこら辺まではもう言いませんけど、やっぱ住民の方たちは、交通状況、朝7時半から8時半頃ですか、子どもたちが送迎で今、本来は学校に送ったりいけないけど、それさえそこは今渋滞やしょうけ、そこら辺はもう今さら言いませんけど。

ちょっとあと1つ、役場職員の駐車場ということでちょっとこうお話ししよった聞いたとき、これ確認ですが、これ町長、役場職員の駐車場が桂寿苑の奥になるとの発言を私聞いたことあるんですが、そういうことはないですよ。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） すみません。役場職員の駐車場は、桂寿苑の横というのはどういう。

○議長（林 英明君） ちょっと待ってください。大塚議員、どうぞもう1回。

○議員（５番 大塚 和佳君） 子どもたちの送迎で桂寿苑の横に駐車場みたいにしてるじゃないですか、ロータリーみたいにして。あそこに行くんじゃないかという発言が私聞いたんで、やはり元職員とすれば向こうに持っていくんやったらそれなりに時間もかかるし。そこら辺はもうなっていう確認でいいですよ。ここですね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） その発言そのものの真否は分かりませんが、私自身は初めて聞きました。職員の駐車場を今、言われているのは、桂川小学校のグラウンド横ということですよ。そういったことは今、考えてはおりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今、初めて聞いたとちゅうことですけど、私、通告書に、わざわざ役場職員の駐車場についてということで聞いておりましたので、そこら辺の理解があっていると思っていましたので、もう結構です。

ただ確認ですが、道路状況が云々で役場職員の駐車場としているから、向こうに止めなさいと。定期的ですよ、定期的じゃなくて毎日。そういうことはないように、交通状況を整理していただければと思います。

次、３点目、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例や規則等について。

まず、私が一般質問の資料として、皆さんのタブレットの中にありますが、こういうふうに２月の広報に載っていたのは覚えてありますか。タブレットに載しています。こういうのです。

それで、質問したいのは今年の広報の２月号に掲載された桂川町職員の給与などの公表についてですけども、この掲載された目的等について教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 人事行政の運営等の状況の公表とは、地方公共団体が職員の任用、職員数、給与、勤務時間、その他の勤務条件などを人事行政運営における公平性、透明性を高めるために公表するものでございます。

桂川町では、総務省が統一の様式に基づき公表を義務づけている地方公共団体の給与・定員管理等について、これまでホームページ上で公表してまいりましたが、昨年９月の議員の一般質問でも広報紙への掲載に係る御意見もいただきましたので、より広く分かりやすく公表するために、広報紙での掲載を実施したところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ２点目になりますが、県内の取組数と筑豊地区の自治体分かれば、あと施行年度について教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 県内の取組全てを把握はしておりませんが、総務省が統一の様式に基づき公表を義務づけている地方公共団体の給料・定員管理については、各自治体に公表が義務づけられておりますので、筑豊地区の全自治体は公表していると思われます。

また、条例につきましては、令和8年4月1日時点において、筑豊15市町村中7自治体が制定されているようです。制定状況につきましては、自治体によってばらつきがありますので、自治体名につきましては控えさせていただきます。

なお、施行年度につきましては、近隣の飯塚市が平成18年3月、嘉麻市が平成19年12月でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 条例等の制定に関する法的根拠というのがあると思うんですけど、法的根拠とその必要性について教えてください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 条例の制定に関する法的根拠は、地方公務員法第58条に人事行政の運営等の状況の公表となり、条例を定める必要があります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ということで、私は前回2月号に改正していただいたのがよかったなと思っているんですけども、この条例を、総務課長なり、町長、飯塚市なりを見ていただいていると思うんで、私も条例の提案をいたしましたので見ていただいていると思いますけども、多少、飯塚市、嘉麻市等の条例を見たら、公平委員会との関係ちゅうのが条例の中に条文として絶対あるんですよ。それで、公平委員会との関係について教えてください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 地方公務員法第58条の2第2項において、公平委員会は条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し業務の状況を報告するように規定されておりますので、自治体によってばらつきはありますが、条例においても同様の規定がなされております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） それはそうとして、私が調べたのは、公平委員会が職員の権利保護と人事の公正のチェック役であり、その活動状況も含めて住民に公表することで、人事行政全体の透明性を担保しているという関係にあるということでございますので、公平委員会はやはり最終的には職員なりの権利なりを見ていただくというふうなことで、ここにわざわざ公平委員会という条例の中に入れていていると思いますので、それで間違いないでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） そのような見解になると思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、過去5年間、桂川町がホームページということと言われましてけども、公表の状況をどのようにされたかちゅうのを教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 議員御質問の、人事行政の運営等の状況の公表と、名称は違いますが先ほどから説明しております総務省の通知に基づく給与・定員管理等について、自治体に公表が義務づけられておりますので、桂川町としては過去5年間の状況としては必要な内容をホームページ上で公表し、昨年度より御指摘によりまして、令和8年2月の広報紙での公表を実施してきたところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私が総務課にちょっとおったんで、多分、私ぐらいしか見やらんやったかなと思うんですけども、ホームページ上と言っても桂川町役場のホームページをまず見るやないですか。そして、桂川町の2つ目に、下の階層にいて、桂川町のプロフィール、3番目に統計情報、4つ目に給与・定員管理等についてちゅうことで4階層になっているんですよ。

そして、表的に、ちょっと言うても分かりにくいと思いますけども、先ほど見せました、こういうふうに簡単じゃないんですよ。やはり、仕事ちゅうか慣れた方が見てやっと分かるというふうな状況でございますので、そういうふうな公表の状況がいかげなものかということで、私は条例などしていただきたいということで、先ほど言いましたように、今年の2月にこういうふうな広報をしていただきました。

そこで、今まで条例や規則を制定しなかった理由というのは、もしあれば、なければ、もう約大分たってますから、いかがでしょうか。ないというか、分からないなら分からないで結構ですけど。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 条例を制定しなかった理由について、明確な答えはございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 多分そうだと思います。

私は、これ嘉麻市がこういうのをつくったときに条例何条とかずっと書いてあったんですよ。私は、条例つくらないかんっちゃないかなというふうな、私自身も提案した人間ですけど、そういうのは分かりましたけども、今回、一応条例を、先ほどのカスハラと、この人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を提案しようと思っておりました。

それで、その提案理由は、地方公務員法で、先ほど総務課長言われましたけど、地方公務員法

で多くの自治体は条例を制定され、近隣では直方市が平成17年、飯塚市が平成18年、嘉麻市と行橋市は平成19年、ほかにもあると思うんですけど、私調べてみたらそんなくらいになったんですけど、少なくとも約20年前、合併されたときに皆さんつくってあったんで、桂川町はなかったなど、先ほど言いましたように、私も分かったんで。

私は昨年9月議会で質問をしたきっかけで、今年の制定して、制定ちゅうか、紙ベースですていただいたんですけども、先ほど言いましたように条例を制定するときの目的として、提案理由は3つ、目的あったんですけど。

まず1点目、現在の広報ではホームページで誰が見ても分からないし、先ほど言いましたように4階層下りていかないかんわけですね。担当者の一存で、今回は2月にしていただきましたけども、来年していただけるかどうか。これはやっぱ条例なり規則なりつくっていただかないかなということ、今回1点目として公表をしていただきたいということで、条例の中にも広報紙とかホームページとか書いておりましたけども、そこをまずしていただきたいと。

2点目に、桂川町における職員の任用や定員、給与、勤務条件の状況等の人事行政の公平性と透明性をさらに高めるために必要であると。これは条文の中に書いてあるんですけど。

3点目に、町長等の特別職や議員の報酬、退職金について広く広報紙で確認、できたら、町長、町議選挙にも出てもいいと思われる方が出てくるんじゃないかということもありますし、議員として私を含め、町長も何期も続けてあるため、新しい人材を、報酬のためではないと思いますけど、このくらいだったらちょっとこう選挙に出てみろかなというふうなと思われる方もあると思いますし、町長だったら4年に1回退職金が出るというふうなことを見て、この紙で見えなければ、何がしかの立候補、出馬の気持ちになっていただけるんじゃないかなと思って、私はこの3点で条例の提案をしようと思いましたが、先ほども言いましたように、9月議会で執行部から提案されるというふうな話も聞いておりますので、文教厚生委員会で先ほどのカスハラとこれと協議いたしまして、二、三十分やり取りをしたんですけども、それで、今回はこれも含めて2点を取り下げました。

今まで経過というのは私は話してきたんですけど、町長に質問しますが、今後、この人事行政の運営等の状況の公表に関する条例とか、広報とか、どうされる計画かというのはちょっとお知らせいただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

基本的には、やっぱり法令、法律にのっとった形で実施していくということになると思います。個別の部分で、他の自治体と違う部分といいますか、そういったものが出てくる可能性はあると思いますが、先ほど言いましたように基本的には法令にのっとったやり方を進めてい

くべきだと、そのように思っています。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） そう回答していただいて、先ほど言いましたように、法律的にはちゃんと公表しなさいと。公表の仕方が、桂川町は4階層いいますか、あそこまで下がないかんけど、今度からは条例をつくっていただいて、一枚一目で分かるようにつくっていただきたいということですけども、今後のことですけども、議員が一般質問をした内容で桂川町で条例が制定されていなかったら、今回のように議員からの条例の提案があるかもしれません。

一般質問の回答が終わったからと思うのではなく、議員がなぜ一般質問をするかなどの趣旨を考えていただいて、条例を制定していく方向に進んでいってもらいたいと思います。

また議員として条例の提案権、これは先ほど議員として総務課長がそれはしていいというふうに言っていただきましたので、フルに活用して、やはり活動をしていきたいと思っていますし、議員の皆さんもその条例の提案をしていていただければと思っています。

じゃあ、次の質問行きます。

4点目、ごみ処理施設建設についてです。

では、現在までの決定事項と事業の進捗状況についてお知らせください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） これまでの決定事項といたしましては、2月に行われました県央定例議会におきまして、建設予定地の土地の取得の契約議案が可決しております。

現在につきましては、施設建設の見直しが行われているというふうに認識をしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 一応、前回までのカウントとすれば、何も決まっていらないっていう理解でいいんですよね。

それでも、やはり設計ちゅうか、業者さんちゅうか、それなりの業者さんに依頼なりしておって契約はされたと思うんですけども、業者への違約金とか、そういうのが出てきているんじゃないかなと思うんですが、その違約金の金額とか教えていただくわけいかんとですか。私たち、失礼やけど、県央の議会のほうに行っていないから、もう聞く術がないんですよ。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきましては県央の事務になりますので、町のほうでは把握していません。答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今、県央の事務ということですけども、桂川町で行ってあるお二人の方は、そこら辺を次、会議いつあるか分かりませんが、そこら辺を聞いていただい

て、ぜひ教えていただいて、やはり契約をされて破棄するというのは、それなりの金額を払ってあるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺はぜひ教えてください。

次に、建設予定地は九郎丸のあの土地ですけど、森林組合と現在までの契約者以外にないのかということで、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、例えば、今現在、九郎丸森林組合だけは7,000万円で、1億4,000万円ぐらいたったけど7,000万円になったと。面積は変わらないけど金額が約半分になったと。数字的にはちょっと違うかもしれませんが、そういうふうになって。

あと、例えば、桂川町との賃貸借や土地を購入、また、個人的に土地の購入も考えてあるのかなど。何もないのであればいいですよ。

ただ、私とすれば、森林組合に何haか忘れましたが、あの金額っちゅうのは頭に入っておりますので、何か別に何か土地の関係で契約とか、その他があるのであれば教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 計画上では、桂川町の、先ほど言われた所有地というのもございますが、今のところ何も定まってはいない状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 定まっていないということですけども、桂川町との賃貸借で、何haか何m²か分かりませんが、借りることがあるかもしれないという理解でいいのでしょうか。そこら辺も答えられませんか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 以前にもお答えしたかと思うんですけども、そういう計画では入っているところではございますが、まだ何もそういったところは決まっていないという状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、先月、飯塚市、嘉麻市、桂川町の各首長さん、市長さんの話合いがあって、どのような協議になったのでしょうか。つまり統一見解は出たのでしょうか。町長、そこら辺ちょっと回答いただければありがたいんですが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる正副組合長会のことを指しておられると思います。この正副組合長会では、県央の組合規約によりまして、組合長が欠けたときの副組合長の職務代理、この順序、これを確認したということであります。

つまり、組合長は飯塚市長でありますし、嘉麻市は市長は交代しましたがけれども、いわゆる職務代理者の順として組合長が欠けたときは副組合長のいわゆる嘉麻市長、その次が桂川町長、で、

小竹町長という、いわゆる順序、この確認をしたところであります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） まあ、今後の取組ちゅうことで今の話ではしておられないようですけど、確認しますが、今後こういふことで話し合いを何とか何か目的とかそんなふうな話もあったか、なければならないで結構なんですけど、今後の取組についてお願いいたしますが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今後の取組という中で、特に臨時議会を開く必要性があります。ただ、事務局のほうでも非常に骨を折っているようですけども、この日程調整がなかなか整わなくて、現在でもまだ臨時議会の日程が決まっていないという状況です。

一応候補、予定の日にはありますけれども、これまでも何度か決まりそうで決まらなかったということがあるものですから、現状においてはまだ確定はしていないと、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） まあ、執行部とか、まあ、副組合長が代わられたとき、そこらは分かるんですけど、今、私が地元の方ち話しよったら、やはり桂川町民の方が一番気になっているのは余熱利用施設、温泉プール等の計画の進捗状況ですけど、そこら辺は全然白紙ということで考えとっていいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 計画の見直しに伴いまして、こちらのほう見直しとなっております。特段、進展はございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） まあ、そうだろうと思っておりますけども、最終的に私がずっとお願いしていたのは、嘉麻市の市長が代わられましたので、嘉麻市の市長がどうお考えかは分かりませんけども、住民説明会の必要性は、選挙のときには多分言われとったかなと。違ったらいけないんですけど、これは決めて８００億円とか７００億、それ以上の金額になるかもしれんけど、まず計画を決めて、いけいけじゃなくてこういうふうになりました、こういうふうになりますと、住民説明会の協議なりをぜひしていただきたいと思っておりますけど、そこら辺で必要性とかどう思っているかなというのをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 以前も御質問ありましたが、そういう説明会をする必要性というのは、各市町のほうでも認識はしておりますが、計画の見直し段階の途中でございまして、実施主体も含めましてまだ未定ということでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 先に町長にお聞きしますが、町として今後の対応をどう考えてあるかなと、桂川町のトップとしてちょっとお話いただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） このことにつきましては先ほども申し上げましたように、飯塚市、嘉麻市、小竹町、そして、組合との連携をしっかりと取りながら取り組んでいくということに尽きると思います。

ただ、先ほども言いましたように、この日程が決まらなければなかなか前に進めないということがありますので、そういった状況については早く日程の調整を行い、そして、必要な議案等について協議をお願いしていく。それに尽きると、そのように思っています。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今までは嘉麻市長は前の市長ですけれど、新しい市長になられたので、やはり住民説明会を今後も市長さんはしていただけるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ、桂川町の住民もやはり最終的には自分たちのお金を出して、施設を九郎丸に造るというのは確定していますけど、やはり先ほどから何回も言いますけれど住民の方たちの理解がなければ、何でって思われないようにしていただきたいと思うし、議員の立場としては私たちは中に入れませんので、やっぱり住民説明会、そして、先ほどから言いますけど、県央の議会の皆さんたちは全員が住民説明会を全員賛成してありますので、そこら辺をやっぱり執行部として重く受け止めていただければと思いますし、そこら辺は、私は今のところ要望するしかありませんので、ぜひ住民説明会をしていただきたいと思います。

じゃあ次、行きます。次、５点目、学校の在り方検討会議です。

これは、学校の在り方検討会議の設置について、去年３月だったかな、ちょっと忘れちゃったけども、いろいろな町長が初めて検討会議を役場の中であるというようなことを言われて私、あっと思ったんですけども、あくまでも役場の中で、そして、検討会議の事務局っていうのは、教育長や課長とは違って町長の専任事項ということで私は理解しておりますので、町長に回答をお願いしたいんですが、令和８年３月議会、今年ですよ、一般質問で企画財政課にした理由について、柴田議員が聞かれたんじゃないかなと思うので、違ったらちょっとごめんなさい。

ただ、学校の在り方は、学校の校舎だけでなく用地の選定や他の事業との関連など、まちづくり全体に関わってくる。よって、スタート時点では全体的なまちづくりの視点から、企画財政課が適当と判断したという趣旨のものだったと思いますが、いかがでしょうか。間違いはないでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 趣旨として間違いないと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私の考えは、まず、教育委員会で、学校の在り方を理想像というべきではないかなと。失礼な言い方だけど、企画で理想像というのがここで考えるなら、まちづくりの全体的なことを考えるわけですよ。ですから、まちづくりの視点ちゅうのは、最終的に企画財政課はお金をいかに節約するか、まあ、そこら辺に行き着くんではないかと思いますので、最初から大きな制約を受けております。

つまり、学校の在り方検討というのが、言い方は失礼ですけど妥協していった、そういうふうな検討会議で決まったということになるんじゃないかなと、ちょっと危惧しておりますので、まあ、個人的ですけど。

ほかで話した人たちは今までの実態を見ていけば、企画財政課にしておけば、総務経済建設の所管になりますので、執行部の方は分かれていますが、文教委員会ではちょっといろいろ個性の強い人がおられますので、所管にしにくかったんじゃないかなというふうな意見がありますけど、私はそういうことはないとは思っておりますけどもいかがでしょうか。まず、学校教育課ではない理由ちゅうのを、ちょっと町長、お知らせいただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと今の発言は、ちょっと問題があるんじゃないかなと思うんですよ。要するにこれだけの重要な課題について、本当に長丁場で歩まなければいけない状況だろうと思いますけども、そういう中で所管をどうこうというのは、それはちょっと趣旨が違うと思います。

私どもはやっぱ、そういう所管がどこに置くかということではなくて、事業をいかにスムーズに進めていくか、そのための方法として判断をしているわけですから、そこら辺はぜひ理解をしていただきたいし、誤解をされないようにお願いします。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私に言われた人は、そういうことです。そこを言っておきます。

ただ、ちょっと話変わりますが、ゆのうら体験の杜は社会教育施設やないですか。それを企画財政が持つちゅうことで、私、いかがなものかなと。それとかキャンプ場、キャンプ場も社会教育課やったときに企画財政、持たせやったじゃないですか。そういうふうな、こう全部、逆から言うと企画財政課が全部持って、企画財政課の人間が増えていくんじゃないですけど、あんまり持ち過ぎたら大変じゃないかなと思っております。

それで、ちょっと元に戻りますけども、認定こども園との取組方の違いということで、認定こども園は、土師保育所と桂川幼稚園を統合してこども園という形で申請するものですが、この認

定こども園の建設は子育て支援課が主体となっております。建設土木系の業務については、建設事業課がサポートして進められています。

この認定こども園の取組を考えたら用地の選定や他の事業との連携など、まちづくり全体に関わってくるという、町長の一番最初、私、柴田議員に言われた、そこら辺と関わってくると思うんですけども、学校の在り方と同様ですね。

であれば、学校の在り方検討委員会は学校教育課が主体となり、企画財政課や建設事業課などと連携して進めていく、これが本来の姿ではないかと思いますが、町長の考え方は変わらないという理解でいいでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 考え方はもちろん変わりません。先ほど申されましたように基本的な姿勢といいますか、これは認定こども園についても、学校の在り方についても一緒だと思っております。

ただ、この大きな違いということ言えば、やっぱり全体としての規模の大きさといいますか、周辺に及ぼす影響の大きさ、それから事業、ほかの、この前も言っていました、例えば、県道豆田・稲築線の道路改良工事との兼ね合い、そういったことについてもやっぱり検討していく必要があります。

そういった事業との関わりを考えたときに、やっぱり町づくり全体に関わる事業として、企画財政課が適切であろうとそのように判断しただけです。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 学校の在り方検討会議ということを設置していただいてこんなことを言ったら失礼ですけど、やっと学校建設がテーブルに上がったと思いますが、本来は町長が就任されたときに、文教で皆さんちょっと意見は聞いていないんですけど、20年頃、町長になられたときから、もう建物が古いと。

柴田議員が議員になられてすぐ、あそこは云々ち、ちょっとここでは言いませんけど、そういうふうなことを言われておって、学校建設ちずっと引き延ばしになって、今回やっと検討会議が進むようになっておりますので、今度、検討会議をされるのであれば、これは何年後に検討内容をまとめると、はっきりと目標年度を示してほしいと思いますが。

これを聞いても多分答えはされないと思いますので、一応、議員として子どもたち、孫の年代たちにおる子どもたちに対して検討内容はしました。ただ、いつするかは検討内容は公表しません。公表しても建物の場合は何年分か分かりませんと、そういうふうな回答では、今、もう大体50年たっていますので、もう逆から言うたら、検討するのもやはりいろんなことを言ったときには、地域の子どもたちとか地域の人たちで話をしないと、役場の中で検討するちゅうことはあ

くまでも予算的なことになってくると思うんですよ。

ですから、現実と理想とはあってもいいと思います。ですから、そこら辺は、ぜひ理想でもいいきこんなことをしたいと。先ほど言いましたように、企画財政課であれば、予算的なことで制約を、絶対に企画財政課長は5年後、10年後の財政を見たら経常収支が云々とか絶対出てくるはずですので、そこら辺はぜひ教育委員会、まあ教育委員会にこうプレッシャーをかけるかもしれませんが、やはり教育委員会の教育委員さんたちもおられますので、ぜひそこら辺は検討委員会ちゅうか、していただければと思います。

次、6点目。

○議長（林 英明君） ちょっと、質問あるんでしょ。

暫時休憩します。次は13分から再開します。

午後3時03分休憩

午後3時13分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 6番目です。防災について質問いたします。

毎年、私、6月議会でちょうど梅雨が入るときに、ずっと同じような質問をしてきておりましたので、あれから進んでいただいていると思いながら、確認を込めて質問していきます。

桂川町は大きな災害は発生していませんが、災害に対してのシミュレーションをすることによって、災害があったときに即座には無理にしろ、何らかの行動を行うためにも図上訓練は必要と思っていますし、私のときには何回か実施したということで、今、課長さんたちもそういう経験はあるかと思うんですけども、もし実施しているならば、その内容と回数と受講人数。また、実施していないならば、実施していない理由を教えてください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 図上訓練とは、机上で地図や図面を用いて災害が発生した場合の対応をシミュレーションする訓練を指し、直近で令和6年度は、災害時に慌てることなく適切な避難行動が取れるようにするため、マイタイムライン、個人の避難計画の作成、検証の訓練を1回、当時9月28日に住民センターで実施しておるところでございます。参加者は、各自主防災区より各区長33名、消防団より3名、行政より第1配備担当の課長を中心に7名の計43名で受講しております。昨年度は実施はしておりません。

以上です。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今、自主防災組織とかあるとはあるんですけども、今、課長さんの何人かということですけど、課長さん全員とか、やはりそこら辺をしておったほうがいいんじゃないかなと思うんで、今後、そういうふうな自主防災組織とか別の組織やなくて、庁内だけでこういうことを計画して、職員、臨時職員も含めたところで、全部シミュレーションを頭の中でまずしておいていただければ、もしあったときに動けるかもしれないと。今、災害というか、ここに水が来たときとか地震があったとき、後で聞きますけど、そういうふうなシミュレーションをして、７年度はされておられませんけど、今年度、そういうふうな計画というのはないんでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 具体的な計画は、現時点でお示しするようなものはないんですが、桂川町の防災訓練に当たる年になりますので、今後の内容、時期についてはまだ未定ですが、今、御指摘のような意見を参考にしながら、内容については検討してみたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 防災訓練の順番ということは、飯塚、嘉麻、桂川とか消防署が集まって、そういうふうな訓練をするという理解、そのときにするという理解でいいんでしょうか。私が言っているのは、個別にしたらどうですかと言っているんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 桂川町の防災訓練ということですので、飯塚、嘉麻とかではなく、桂川町での防災訓練をというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） そういう仕方をちょっと後で見せていただいて、どういうふうにされるかというのが、やっぱり大切なことだと思います。

そして、災害時における職員体制の各課の役割分担の理解をどのようにされているか。前回も、総務課長はマニュアルを課長たちに配ってあるということでございますけども、それ以上のことはされていないんでしょうか。そこら辺で理解を、課長さんたち、職員たちにどういうふうにされているかっちゅうのをお聞きしたいんですが。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 毎年、桂川町の新規採用職員の研修の中で、災害時の配備体制や町内の重要水防警戒区域等、桂川町地域防災計画についての研修を実施し、災害時における職員体制及び各課の役割分担等の理解をまずは図っております。

また、令和５年度には、課長会で水防計画の配布に合わせて内容説明を行い、令和６年度には

係長を対象に説明会を実施し、昨年、令和7年度は係員を対象とした説明会を実施し、災害時の配備体制や役割の理解の強化に努めてきたところです。

本年度については、6月17日に係長及び係を対象とした水防計画の説明会を実施する予定でございます。令和8年からは、気象の警報などが大きく変わったことによる改正点もありますので、この点も含めた災害時における職員体制及び各課の役割分担等の理解を深めたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 前から比べて、大分、進んでいただいているような気もいたしますので、ぜひ、災害があつたらいいかもしれませんが、想定の関係で各課の役割分担等がありますので、ぜひ職員の方たちが分かっていたければと思います。そこで、災害救助法など近年の改正というか、この頃されてあると思いますので、その対策としてどのように計画され、実施されようとしているかお知らせください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 先ほど議員が申されました災害救助法とは、著しい災害に際し、国や自治体、日本赤十字社などが一体となって応急的な救助を行い、被災者等の保護と社会秩序の維持を図る法律でございます。

最近の改正としましては、2025年7月に施行された法改正では、2024年元旦の令和6年能登半島地震をきっかけとし、避難生活における災害関連死のリスクを軽減することを大きな目的としてされておるようでございます。この改正では、避難生活の質を確保することで、災害関連死を防ごうとするものとなっております。この流れは、災害救助法が、制度化当初の事後対応の法律から、災害関連死や災害関連死の被害を未然に防ぐための法律へ進化していることを示していると言えます。避難生活や福祉サービスへの支援を拡充し、災害関連死を防ぐことを目的として、災害対策基本法の一部改正が可決され、併せて、災害救助法などが同時に改正となったようでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 災害救助法の中で、桂川町では水防計画などがありますけど、通告書がなかったけれども、そこに入れて何か水防計画の中に反映したとか、そういうのとはありますか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） その点については、具体的に私自身がまだ勉強不足で把握できていないところがあります。すみません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 法改正で、そんなとがあれば、やはり全国的にそこら辺はしていないかんし、桂川町とすれば水防計画、６月いつも最初のときにされる計画があるけど、そのほうにまず入れていただくちゅう前提を来年度も総務課長されて、次の方でもですね。そこら辺は入れておいて、桂川町の水防計画の集めといいますか、書類だけではいけませんけど、そこら辺はぜひして全国レベルにしていいただければと思います。

そして、地域防災計画にあるので、先ほど言われましたので、多分同じようになりますけども、自助、公助、共助ということで、自助で下さいよということをいつも言われますし、私も対象の担当的なそういうようなつもりでおりましたけど、やはり最終的には、住民の方たちが役場来られるんですよ。それで、担当課の仕事を把握して、すぐ対応できるちゅうのは難しいと思いますが、今まで実行された先ほど言われた部分で、研修の中で、ちょっと掘り下げて何かこんなことをしましたとかいうのがあれば、なければ先ほど言われた同じ回答でいいんですけど、なぜかちゅうたら、やはりもうちょっと深く、私は職員の方にしていいただきたいし、ペーパー勉強だけではいかなものかなというちゅうとあるんで、先ほど一番最初にいきますけど、図上訓練ということが、ここ頭の中にどうしてもちゅうとあるもので、考え方とかもしあれば、なければもう先ほどの考え方で同じですということで結構ですけど。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 研修等につきましては、先ほど申し述べましたようになってくると思います。先ほど水防計画の説明会というのを３か年にわたって今やってきていまして、今回もこれをやるんですが、ぜひ今、議員の御指摘のありますように、当然一人一人が、やはり自分が何をやるべきか、どういう配備体制の中でどう動くか、これを把握するというのは大事でございますので、説明会の中でもこの点については、係長等出席しますから、各課へ持ち帰って、当然、その各課の中での共有、それをしっかり把握と共有できるように、それを私のほうからもこの研修会の中で申し伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 事務分掌の中で準備品とか、そこら辺があるんですけど、各課の方たちは、特に福祉課の関係は医療の関係といいますか、ちょっと中身は私もそこら辺まで分かってんですけど、各課別に用意しておかなければいけないようなことがあるんですが、そこら辺の理解というのは、していただいているのでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 今、おっしゃるように、当然、事務分掌の中で規定された中で、各課一人一人が動いていくわけですけども、準備品等につきましても、併せて今度、説明会の中で何がまず、準備品だけじゃなくて、各課で何ができるのか、準備品など何が必要か、こういうも

のをまず自分たちの頭で考えていただくきっかけとして、説明会の中でもそういう、こちらのほうから理解と確認と共有を深めていく必要があると思いますので、触れて働きかけをやっていこうというふうに第一としては考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私、何回か言ったんですけど、やはり勤務時間中であるというのは、どうしても無理があると思うんですけど、やっぱり勤務外、時間外は要りますよ。ただし、住民の方は、これに基づいて時間外を全職にされても、何かち言われることはないと思います。

お願いですけども、１年に１回ぐらいは各課別に分けていただいて、私のときはさせていただきました。時間外ができたかという、私もう２０年近く前ですから覚えていませんけど、やはりその時間で皆さんが同じ目標でいって、そして、今度これが足らん、あれが足らん、こんなことをしなきゃいけないということを、総務課がまとめていただいて、そして次に行くと。

そして、今現在、企画財政課とするじゃないですか。ただ、企画財政課の職員が税務課にもしかして行くかもしれないです。やっぱりそういうことをつながりというのを深くしていただければなと思っている。これは意見ですのでお願いいたします。

では、初動対応訓練ですけども、地震が発生したとき、初動訓練などの対応をどう考えてあるかなと思って、まず、地震の初動対応をお願いいたします。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 地震の対応でございますが、地震の発生時には、まず、地域防災計画に基づき災害の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、災害発生時に円滑に動けるということは大切ですので、能登半島地震のような大きな災害が発生した際に、桂川町地域防災計画より地震の配備基準等を抜粋したものを各課で配布したり、本年度でいきますと、ゴールデンウィーク前に全国的に地震が発生いたしましたので、初動体制に関し、配備基準について、再度、課長会の中で周知いたしました。今後も随時繰り返し周知を図っていきたいと考えております。現時点では、改めての初動訓練という形ではしておりませんが、繰り返しの周知により、初動行動の理解、浸透を図っていきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） では、水害等の対応について決めてあるのであれば教えてください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 水害等につきましても、基本的なところは変わらない部分がありますが、水害には、いわゆる災害発生までの時間というのがございますので、職員個人のパソコン

メール機能デスクネッツを活用し、大雨や台風が予想される際には、いざというときにそれぞれの配備体制が取れるよう準備するメールを送信し、初動等の意識づけを行っております。これも何度も何度も浸透させていくしかないのかなというふうに、今の段階では考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今、言われた私が地震と水害をお聞きしましたが、今後の取組で、今はできていないけど、こういうことをちょっとしたいなというのがもしあれば教えてください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 改めて、議員の今おっしゃる初動対応というのはとても大切なことだと認識しておりますので、現在の初動対応は継続しつつ、他の自治体の事例なども参考にしながら、今後、ブラッシュアップを図ってまいりたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 一応私がちょっと思っていたのは、今は何かあったら車で来られるから、前も言ったかもしれんけど、３０分以内で歩いて来られる方たちぐらいにはすぐ来る練習とか、それとかLINEで状況を確認していただけたらとか、いろいろなことがありますから、飯塚市とか嘉麻市、県とか指導を受けていただきながら、災害時の初動が一番大切でございますので、ぜひ検討していただければと思います。

次に、AED（自動体外式除細動器）５年間の訓練内容と回数とか、どういうふうにされたかっっちゃうのが、命に関わることで、これ毎年聞かせていただいておりますけど、今までどんなことをされたか、また、今年どういうふうにされるっちゃうのかをお知らせください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 過去５年間のAEDの訓練は、令和３年に職員を対象としたAEDの操作方法の実技講習を１回実施し、当時１９名が受講しております。

なお、令和７年度は、AEDの入替えに合わせAED訓練に加え、普通救命講習を飯塚消防署桂川分署の指導の下で、令和７年１０月１日、２日の２回実施し、受講人数は５２名でございました。

また、職員の訓練に先行して、桂川町消防団員５０名が６月１日にAED訓練及び普通救命講習を受講し、修了しております。この訓練は、複数年かけて職員全員がAED訓練及び普通救命講習を習得する計画としておりますので、令和８年度につきましても、予定としましては８月頃に開催し、６０名程度の参加を見越した訓練をしたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） ぜひ、継続的にしていただいて、私も２０年ぐらい前に担当した

ときに、消防団の方たちがずっとしていただいていた、私は横おったんですけど、やはり忘れるんですね。やはり、見るだけじゃなくて、指導をしていただいて、自分で心臓をマッサージといえますか、AEDをつけたり、そういうのをぜひしていただければと思います。

次、本町の重要水防警戒区域を、職員の方たちがどのくらい理解してあるかなと思っておりますので、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 先ほどにちょっと説明しましたが、職員の例えば配置、また体制であつたりとか、いろいろな自分がやらなくてはならない役割、これの一つとして、桂川町新規採用職員の研修で、まず重要水防警戒区域に含む地域防災計画についての研修を実施し、先ほど申しましたように、令和6年度から3年かけて水防計画の説明、研修の中でも周知・徹底を図っているところでございます。が、先ほど重なりますが、その研修の後に各課内においてもこれらの共有化を図るよう、水防計画説明会の中で改めて働きかけ、これも何度も何度も周知していく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） これは回答はいいんですけど、私的には今、職員の方たちは町外の方が多くないですか。それで写真を見ても、やはり水防、要するに警戒区域、今、二十何か所あるかどうか調べていなかったんですみませんけど、やはり内山田とか、土師とか、やっぱり私が担当のときには水防協議会っちゅうか、その人たちを全部連れて行って、場所をここ、ここ、ここちゅっていましたので、新人、過去5年間ぐらいの方たちをマイクロバスで連れて行って、桂川町にこんなところが危ないところっちゅうか、過去、水害とかがあったところっちゅうことで、一回していただいたら、桂川町を新採の方たちは多分、桂川町に網羅して行かれたことはそんなにないかなと思いますので、これはお願いします。

次に、災害用井戸・湧水についてです。

災害用井戸は、大規模災害時で断水したときに使う生活用水で、これ原則、飲用、飲み水以外ですけども、確保するための井戸ですが、国等の取組について教えてください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 近年、災害が激甚化、頻発化する中で大規模災害時における水源の確保は、全国の自治体に共通する喫緊の課題でありますことから、災害時の代替水源確保のための実効的な取組を推進するため、国は令和7年3月に災害時地下水利用ガイドラインを策定しており、令和6年の能登半島地震の経験により、災害時における代替水源として、地下水や湧水の活用が有効な手段の一つと位置づけております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私、何年も前から、そういうふうな取組っちゅうことで、調査したらどうかということを言っておりましたけども、一応国の法律なりに決まっているので、これ、福岡県の状況というのは何か調べられたことはありますか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 福岡県の地域防災計画では、「市町村に関し、飲料水の確保、給水等が困難なときは、隣接市町村及び県に応援を要請する」と記述されております。

井戸水に関しては、「地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するために、登録制度や防災拠点施設、指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする」と記述されております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 本町の考え方として、そういうふうな井戸があるとか調査というのは、全然、前はしないということでございましたけど、今回もそういう計画の考えなんですか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 具体的な調査というのは、実施されていないと、ちょっと私としては把握しております。災害時には地下水の水質や湧水量が変化する可能性がございます。そのような場合に、井戸水が濁る、思うような水量が確保できない等の事案が発生すると同時に、状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要となります。井戸を提供していただいた御家庭にも対応等の負担がかかることが想定できます。

このようなことを勘案し、井戸水活用は近隣への提供を基本とし、飲料水としての不適切な場合は生活用水として利用するなど、本町においては、上水道の早期復旧を第一に、水質が保障され、清潔で安全で安定した水を提供するために、原則、給水所設置による拠点給水方式で給水を行い、場合によっては、搬送給水を並行して行いたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私、一番最後に大規模災害が発生したとき、生活用水で飲料水、要するに洗濯とか風呂とか、そういうふうなもの、飲み水ではないということで、ここは災害用井戸というのを計画されているけど、桂川町はもう全然計画はしないという理解でいいですかね。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） そうですね、具体的な動きとしてはないですが、桂川町ので地域防災計画の中で井戸の活用というところがございます。そこでは、民間井戸等が利用できる場合は、所有者に協力を要請し使用する。

なお、井戸の場合は、状況により、先ほど申しました浄水器、薬剤投入という水質管理が必要

であり、飲料水として不適切な場合は、生活用水として利用するという記述がありますが、具体的な調査等については、今のところ実施していないという状況です。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 私の知り合いに井戸水で水道を引いていないところがあるんですけど、やはり町内に幾つあって誰があって、やっぱりそこら辺は区長さんを通して知っていただければ、災害のための調査ですちゅったら、やぶさかではないと思うんですよ。

そして、逆から言うたら、水が出らんとに、あの人の家だけは水が出て水をやらんとか、そういうことは多分、人間関係上難しいと思うんで、私は調べるべきではないかなと思いますし、あと一つここに書いていますけど、土師１区にある鳥平水源の活用ということで、あれは水がいっぱい出てくるということですけど、その活用はできないでしょうか。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 土師１区にある鳥平水源の活用についてでございますけれども、まず初めに、これまでの鳥平水源の開発からの経緯を申しますと、鳥平水源は、平成１０年度に湧水調査を開始いたしました。その後、平成１０年度から平成１２年度にかけて農地を買収し、平成１５年度に本格的に深井戸の湧水試験調査を実施いたしました。井戸の掘削を開始した後、湧水を一般の方に無償で提供していましたが、地元住民の方とのトラブルになり、湧水の提供を取りやめ、立入禁止といたしました。

また、地元住民の方との協議において、井戸水の補償問題や、直ちに開発には当たらない等の理由で活用していない状況でございます。現在の鳥平の水源地は周辺が農地でございます。また、道幅も狭く離合もできないほどです。そのような条件整備の課題あるいは水量・水質的な問題等がございますので、本格的に活用するとすると、地元の農家の方、住民の方との十分な協議の上、よりよい方策を探索していく必要があると思われれます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） 今現在、水は噴き出しているんでしょう。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 出はしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（５番 大塚 和佳君） でも、やっぱり何千万か、多分、土地掘って、あんだけ掘ったら出てきていると思いますし、災害のときに、行政がそういうことを言って、地元の人たちが反対されますかね。私は、やはり何かあったときのために話だけして、後でもし問題があったときには、行政の責任として、補償なり何らかをするということ、やはり災害があったらいけませんけども、災害があったときのために私はするべきだと思いますし、土師１の方たちに今度会うかも

しれませんので、そのときに聞いてみますけど、あなたたちはもう絶対使わせんとねっち。そういうふうに、私は執行部のほうが言われているみたいにしか取れませんので、あとは執行部と鳥平水源近くの地元の方たちがどう考えてあるか分かりませんが、先ほど言ったように、能登半島沖地震でああいうふうな水利がなくなったときに、やはり今でも水利が出てきているなら、何がしかするべきではないかなと、私の考えが間違っているんだったらごめんなさい。

次、行きます。避難所の環境についてですが、夏場の暑さの対策についてですけど、エアコンの設置等、今現在どういうふうにされているかなということでもちょっと思いますし、今から先もどうされているかなということで、回答いただければと思います。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 指定避難所8か所について、エアコンが設置されているのは、住民センター、総合体育館、人権センター、総合福祉センター（ひまわりの里）、いきいきセンター桂寿苑の5か所となります。

また、冬場の寒さ対策については、停電によりエアコンが使用できない場合は、毛布の配布や、協定により調達した暖房器具で暖を取ることを想定しております。また、先ほどもちょっと別の件で御説明しましたように、総合福祉センターについては、エアコンの動力をプロパンガスとしているため、停電時でも使用できる可能性が高いと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、夏場、冬場の対策はそうしていただいているところでございますけども、何か災害時のトイレの対応というのが、一番避難された方がよくテレビで見るとすけど、そこら辺について何か対策を考えてあるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） トイレの対応については、簡易トイレを15台、使い捨てトイレを4,000個備蓄しておるところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） それでは、足るかどうかとちゅうのはちょっと私も分かりませんが、適宜少しずつ増やしていただければと思いますし、ここ3番書いてありますけども、あつてはいけませんけど、やっぱり仮設住宅とか、やっぱり大きな災害に遭ったらありますので、そういうふうなことは本町が、今現在、確保しておられないかもしれんけど、もし何かあったときのためには、何か計画などを探してやったほうがいいかなと思って、ちょっとお聞きいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 応急仮設住宅建設候補予定地としては、町内3か所で、総合体育館

駐車場、第一町民グラウンド、土師団地跡の3か所を県に報告しております。

仮設住宅建設可能戸数は、総合体育館駐車場が64戸、第一町民グラウンドが100戸、土師団地跡地が30戸で合計194戸です。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私も一般質問しながら、そういうふうに計画して戸数まで決めてあるというのは初めて聞きましたので、やっぱりそれぞれ知らないことが多いんで、質問してよかったかなと思います。

では、今後の取組として、今、いろいろなことを取組や避難所のことを言われましたけど、不十分というか、思われるようなことで、今年度、今から以降、何かこんなことをしてみたいというふうな取組があれば教えてください。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 近年、日本を襲った大規模震災は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などがあり、地震ごとに被害状況が違い、被害状況に応じた対策等を取ってきた経過があります。

また、コロナ禍の経過・経験により、避難所の在り方も大きく変化しております。このような過去からの体験を教訓として、避難所環境の改善、また、避難所の備蓄品の在り方を強化していく必要があると考えております。まずは、強化について、無駄なく無理なく、できることからアップデートしていく必要があると考えております。

また、併せて、避難所運営対策で重要なものの一つとして、自主防災組織との連携と考えております。過去、大規模災害の際、十分な自治体職員を配置することが困難な場合、自主防災組織の地域住民の協力を得て、避難所運営を行った事例が多くあります。自主防災組織は、自分たちの地域を自分たちで守るという意識に基づき、自主的に活動する地域防災の中心的役割を担う組織と認識しておりますので、今後も自主防災組織との連携強化を図っていきたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 自主防災組織と連携と言われますけど、私も10年ぐらい前かな、自主防災組織の話合いちゅうか、総会に行ったことがあるけど、この頃はそういうことには全然話も聞いていませんし、どういことをされるか知りませんので、やはり地域、隣になりそこら辺から、上から下はしているんですけど、やっぱりどういことをしているかちゅうのを研修なりしていただければと思いますし。

次ですけど、食料、飲料水、生活物資の供給について協定を結んであると思いますけど、企業名と協定内容を教えていただければ、今聞いてある方たちが、もし災害があったときに、あそこ

はこういうのをしていただけるのかなと、ちょっとほっとするところもあると思いますので、教えていただければありがたいんですが。

○議長（林 英明君） 北原課長。

○総務課長（北原 義識君） 災害協定につきましては、平成22年以降、直近では令和3年まで、15の企業団体と協定を締結してきております。食料や飲料水、生活物資としましては、具体的な名前を挙げますと、株式会社トライアルカンパニー様、株式会社ナフコ様、株式会社グッデイ様の3企業と災害時における物資の調達及び供給に関する協定を締結しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 物資的ですけど食料的にも何かお願いなり、そこら辺はしておられませんか。

されてないはされてないでいいんですけど、今度からそこら辺の飯塚と嘉麻とか、今、コンビニとかいっぱいあるじゃないですか、そこら辺をやっぱり取り組むんじゃないかをお願いして、やっぱり何かあったときにはすぐ調達できると、していただけたらありがたいなと思います。

一応もう時間はこんくらいですけど、最後に、今回の一般質問のまとめとして、私は先ほどからカスハラと先ほどから言います職員の給与などの公表について、さきに言いました、私は条例の提案と予算のチェックは、議員の職務であると考えております。

そこで今回、6月議会では、私はカスハラ条例と人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の2本の条例の提案をいたしました。この条例は、私は必要だと思うし、私の提案に対して各議員の意見を聞きたいと考えていました。先ほど言いましたように、文教厚生委員会の中で、私の提案に対して真剣に討議をしていただきました。その中で、柴田議員がいつも発言されるんですけども、執行部の追認機関になってはいけないということと、よりよい条例をつくり事業を行うために議員間討議を行う必要性を考えていました。

一方、執行部は私の提案を受け、条例の制定に向け、今後、取組を進めるということでした。私は、いろいろ考えまして悩みました。6月議会で2つの条例案は提案しませんでした。今後は、議員全員で問題を出し合い、話し合い、桂川町の皆さんのために、議会として条例のほうを提案できるようにしていきたいと考えております。

これで質問を終わります。

○議長（林 英明君） 以上で、一般質問を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長（林 英明君） 本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後3時49分散会
